

令和2年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

第201回国会(常会)提出

令和2年度地方団体の 歳入歳出総額の見込額

目 次

	頁
策 定 方 針	1
第一 通常収支分	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	7
（一）歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	7
（二）歳入の概要	8
1 地 方 税	8
2 地 方 譲 与 税	25
3 地 方 特 例 交 付 金	25
4 地 方 交 付 税	27
5 国 庫 支 出 金	28
6 地 方 債	29
7 使用料及び手数料	32
8 雑 収 入	32
9 復旧・復興事業一般財源充当分	32
10 全国防災事業一般財源充当分	32
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）	34
（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	34
（二）歳出の概要	38
1 給 与 関 係 経 費	38
2 一 般 行 政 経 費	39
3 公 債 費	42
4 維 持 補 修 費	43
5 投 資 的 経 費	43
6 公 営 企 業 繰 出 金	48
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	49
（三）国庫支出金に基づく経費の総額	49

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	55
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	55
(二) 歳入の概要	55
1 震災復興特別交付税	55
2 一般財源充当分	56
3 国庫支出金	56
4 地方債	57
5 雑収入	58
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (復旧・復興事業)	59
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	59
(二) 歳出の概要	60
1 給与関係経費	60
2 一般行政経費	60
3 公債費	61
4 投資的経費	62
5 公営企業繰出金	63
(三) 国庫支出金に基づく経費の総額	63
(全国防災事業)	
一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	67
(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	67
(二) 歳入の概要	67
1 地方税	67
2 一般財源充当分	68
3 雑収入	68
二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)	69
(一) 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額	69
(二) 歳出の概要	70
公債費	70

策 定 方 針

令和2年度においては、通常収支分について、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するために必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した計上を行う一方、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととする。また、歳入面においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、令和元年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう適切な補填措置を講ずることとする。

また、東日本大震災分については、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとする。

以上を踏まえ、次の方針に基づき令和2年度地方団体の歳入歳出総額の見込額を策定する。

1 通常収支分

(1) 地方税制については、令和2年度地方税制改正では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、税制上の措置を講ずることとしている。また、個人住民税における未婚のひとり親に対する所得控除の適用及び寡婦（寡夫）控除の見直し並びに電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直しなどの税制上の措置を講ずることとしている。

(2) 地方財源不足見込額については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和2年度から令和4年度までの間は、令和元年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和2年度の地方財源不足見込額4兆5,285億円については、上記の考え方にに基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

ア. 建設地方債（財源対策債）を7,700億円増発する。

イ. 地方交付税については、国の一般会計加算により5,187億円（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算額154億円及び同条第3項の加算額2,533億円並びに平成22年12月22日付け総務・財務両大臣覚書第3項(2)及び平成28年12月19日付け総務・財務両大臣覚書第8項に定める令和2年度における「乖離是正分加算額」2,500億円）増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,000億円を活用する。

ウ. 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を3兆1,398億円発行する。

③ 交付税特別会計借入金の償還については、特別会計に関する法律附則第4条第1項に基づき、5,000億円の償還を実施する。

④ 上記の結果、令和2年度の地方交付税については、16兆5,882億円（前年度比4,073億円、2.5%増）を確保する。

(3) 地方債については、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金を確保する。

この結果、地方債計画（通常収支分）の規模は、11兆7,336億円（普通会計分9兆2,783億円、公営企業会計等分2兆4,553億円）とする。

- (4) 人づくり革命の実現、地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策の推進、住民に身近な社会資本の整備、総合的な地域福祉施策の充実、農山漁村地域の活性化等を図ることとし、財源の重点的配分を行う。
- ① 地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、一般行政経費に新たに「地域社会再生事業費」を4,200億円計上する。
 - ② 「まち・ひと・しごと創生事業費」については、引き続き1兆円（前年度同額）計上する。
 - ③ 地方団体が地方単独事業として実施する河川等の浚渫を推進するため、維持補修費に新たに「緊急浚渫推進事業費」を900億円計上する。
 - ④ 災害防止・国土保全機能強化等の観点から、森林整備を一層促進するため、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額する。
 - ⑤ 投資的経費に係る地方単独事業費については、防災・減災対策を推進するため、「緊急防災・減災事業費」及び「緊急自然災害防止対策事業費」について対象事業を拡充した上で、それぞれ5,000億円（前年度同額）、3,000億円（前年度同額）を計上することとしており、全体で前年度に比し0.1%増額し、引き続き、地域の自立や活性化につながる基盤整備を重点的・効率的に推進する。
 - ⑥ 「人づくり革命」として、幼児教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化、介護人材の処遇改善に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑦ 社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」として、子ども・子育て支援、医療・介護サービスの提供体制改革、医療・介護保険制度改革等に係る措置を講ずることとしており、当該措置に係る地方負担について所要の財政措置を講ずる。
 - ⑧ 一般行政経費に係る地方単独事業費については、社会保障関係費の増加や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図るとともに、地域において必要な行政課題に対して適切に対処する。
 - ⑨ 消防力の充実、防災・減災対策等の推進及び治安維持対策等住民生活の安心安全を確保するための施策に対し所要の財政措置を講ずる。
 - ⑩ 過疎地域の自立促進のための施策等に対し所要の財政措置を講ずる。
- (5) 地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、水道、下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととする。
- (6) 地方行財政運営の合理化を図ることとし、適正な定員管理、事務事業の見直しや民間委託など引き続き行財政運営全般にわたる改革を推進する。

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、3,742億円を確保する。また、一般財源充当分として86億円を計上する。
- ② 地方債については、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保する。

この結果、地方債計画（東日本大震災分）における復旧・復興事業の規模は、24億円（普通会計分15億円、公営企業会計等分9億円）とする。

- ③ 直轄事業負担金及び補助事業費、地方自治法に基づく職員の派遣、投資単独事業等の地方単独事業費並びに地方税法等に基づく特例措置分等の地方税等の減収分見合い歳出等について所要の事業費8,984億円を計上する。

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として756億円を計上するとともに、一般財源充当分として335億円を計上する。

第一 通常収支分

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一） 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は90兆7,397億円であり、前年度に比し、1兆1,467億円（1.3%）増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	(単位 億円)	
			増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
I 地 方 税	409,366	401,633	7,733	1.9
II 地 方 譲 与 税	26,086	27,123	△ 1,037	△ 3.8
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,389	2,472	△ 83	△ 3.4
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	63	72	△ 9	△ 12.5
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,845	2,742	103	3.8
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	154	149	5	3.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	126	137	△ 11	△ 8.0
6 森 林 環 境 譲 与 税	400	200	200	100.0
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	20,109	-	20,109	皆増
8 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	-	21,351	△ 21,351	皆減
III 地 方 特 例 交 付 金	2,007	4,340	△ 2,333	△ 53.8
IV 地 方 交 付 税	165,882	161,809	4,073	2.5
V 国 庫 支 出 金	152,157	147,174	4,983	3.4
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,221	15,200	21	0.1
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	103,433	98,011	5,422	5.5
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,298	13,752	△ 454	△ 3.3
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,549	14,376	173	1.2
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	774	769	5	0.7
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,361	1,325	36	2.7
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	15,124	14,285	839	5.9
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	13,262	13,488	△ 226	△ 1.7
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,198	3,663	535	14.6
(ク) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	13,379	11,069	2,310	20.9
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	27,488	25,284	2,204	8.7
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	31,087	31,485	△ 398	△ 1.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	30,811	31,216	△ 405	△ 1.3
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	276	269	7	2.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	291	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	74	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	543	568	△ 25	△ 4.4
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,084	1,120	△ 36	△ 3.2
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	370	371	△ 1	△ 0.3
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	△ 0	△ 0.0
VI 地 方 債	92,783	94,282	△ 1,500	△ 1.6
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	16,083	△ 322	△ 2.0
VIII 雑 収 入	43,776	43,887	△ 111	△ 0.3
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 86	△ 90	4	△ 4.4
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 335	△ 312	△ 23	7.4
歳 入 合 計	907,397	895,930	11,467	1.3

(注) 地方特例交付金の令和元年度の額は、子ども・子育て支援臨時交付金を含む。

第2表 歳入の構成比

(単位 億円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 地 方 税	409,366	45.1	401,633	44.8
2 地 方 譲 与 税	26,086	2.9	27,123	3.0
3 地 方 特 例 交 付 金	2,007	0.2	4,340	0.5
4 地 方 交 付 税	165,882	18.3	161,809	18.1
5 国 庫 支 出 金	152,157	16.8	147,174	16.4
6 地 方 債	92,783	10.2	94,282	10.5
7 使 用 料 及 び 手 数 料	15,761	1.7	16,083	1.8
8 雑 収 入	43,776	4.8	43,887	4.9
歳 入 合 計	907,818	100.0	896,331	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、第1表の復旧・復興事業一般財源充充分及び全国防災事業一般財源充充分を含まないため、同表の歳入合計と一致しない。

(二) 歳入の概要

1 地 方 税

地方税の収入見込額は、道府県税18兆6,670億円、市町村税22兆2,696億円、合わせて40兆9,366億円であり、前年度に比し、道府県税は7,259億円(4.0%)増加、市町村税は474億円(0.2%)増加、合わせて7,733億円(1.9%)増加している。地方税の税目別調定見込額及び収入見込額は第3表のとおりであり、税目ごとの課税標準額及び税率は第4表のとおりである。

第3表 地方税調定見込額及び収入見込額

(単位 億円)

税 目	令和元年 度当初見 込額 (A)	令和2年度				令和元年 度当初見 込額に 対する増減 収額 (D)-(A)	比 較 $\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額 (B)	税制改正 による増 減収見込 額 (C)	改正法に よる収入 見込額 (B)+(C) (D)		
A 道 府 県 税							
I 普 通 税							
1 道 府 県 民 税	55,086	55,442	52,768	-	52,768	△ 2,318	95.8
ア 個 人 均 等 割	638	698	645	-	645	7	101.1
イ 所 得 割	43,712	47,025	44,447	-	44,447	735	101.7
ウ 法 人 均 等 割	1,417	1,458	1,446	-	1,446	29	102.0
エ 法 人 税 割	5,283	3,296	3,265	-	3,265	△ 2,018	61.8
オ 利 子 割	558	416	416	-	416	△ 142	74.6
カ 配 当 割	1,815	1,636	1,636	-	1,636	△ 179	90.1
キ 株 式 等 譲 渡 所 得 割	1,663	913	913	-	913	△ 750	54.9

税 目	令和2年度						比較	
	令和元年	現行法に	現行法に	税制改正	改正法に	令和元年	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$	
	度当初見	よる調定	よる収入	による増	よる収入	度当初見		
込額	見込額	見込額	減収見込	見込額	込額	(D) - (A)	(%)	
	(A)	(B)	(C)	(D)	(B) + (C)	(D) - (A)		
2 事業税	43,306	43,589	43,407	△ 1	43,406	100	100.2	
ア 個人	2,101	2,225	2,157	-	2,157	56	102.7	
イ 法人	41,205	41,364	41,250	△ 1	41,249	44	100.1	
3 地方消費税	48,624	58,210	58,210	-	58,210	9,586	119.7	
ア 譲渡割	33,490	42,386	42,386	-	42,386	8,896	126.6	
イ 貨物割	15,134	15,824	15,824	-	15,824	690	104.6	
4 不動産取得税	4,229	4,443	4,257	-	4,257	28	100.7	
5 道府県たばこ税	1,429	1,435	1,435	-	1,435	6	100.4	
6 ゴルフ場利用税	417	412	411	-	411	△ 6	98.6	
7 自動車取得税(～R1.9)	870	-	-	-	-	△ 870	皆減	
8 軽油引取税	9,537	9,637	9,586	55	9,641	104	101.1	
9 自動車税	15,902	16,807	16,508	-	16,508	606	103.8	
ア 自動車税(～R1.9)	15,240	-	-	-	-	△ 15,240	皆減	
イ 環境性能割	519	1,214	1,214	-	1,214	695	233.9	
ウ 種別割	143	15,593	15,294	-	15,294	15,151	10,695.1	
10 鉱区税	3	3	3	-	3	0	100.0	
11 固定資産税(特例分等)	55	76	76	-	76	21	138.2	
道府県普通税計	179,458	190,054	186,661	54	186,715	7,257	104.0	
II 目的税								
1 狩猟税	8	7	7	-	7	△ 1	87.5	
道府県目的税計	8	7	7	-	7	△ 1	87.5	
III 道府県税小計	179,466	190,061	186,668	54	186,722	7,256	104.0	
IV 東日本大震災による減免等	△ 55	△ 52	△ 52	-	△ 52	3	94.5	
V 道府県税計	179,411	190,009	186,616	54	186,670	7,259	104.0	
B 市町村税								
I 普通税								
1 市町村民税	102,200	104,554	100,108	△ 1	100,107	△ 2,093	98.0	
ア 個人均等割	1,906	2,044	1,926	-	1,926	20	101.0	
イ 所得割	79,945	85,589	81,424	-	81,424	1,479	101.9	
ウ 法人均等割	4,235	4,434	4,362	-	4,362	127	103.0	
エ 法人税割	16,114	12,487	12,396	△ 1	12,395	△ 3,719	76.9	
2 固定資産税	91,593	97,026	93,535	25	93,560	1,967	102.1	
ア 土地	34,707	36,218	34,955	12	34,967	260	100.7	
イ 家屋	39,005	41,926	40,263	12	40,275	1,270	103.3	
ウ 償却資産	17,009	18,017	17,452	1	17,453	444	102.6	
エ 交付金	872	865	865	-	865	△ 7	99.2	
3 軽自動車税	2,699	3,092	2,873	-	2,873	174	106.4	
ア 軽自動車税(～R1.9)	2,668	-	-	-	-	△ 2,668	皆減	
イ 環境性能割	31	118	118	-	118	87	380.6	
ウ 種別割	-	2,974	2,755	-	2,755	2,755	皆増	
4 市町村たばこ税	8,745	8,786	8,786	-	8,786	41	100.5	
5 鉱産税	17	15	15	-	15	△ 2	88.2	

税目	令和元年 度当初見 込額 (A)	令和2年度				比較	
		現行法に よる調定 見込額	現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	令和元年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(A)	(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)
6 特別土地保有税	2	2	2	-	2	0	100.0
市町村普通税計	205,256	213,475	205,319	24	205,343	87	100.0
II 目的税							
1 入湯税	224	231	230	-	230	6	102.7
2 事業所税	3,791	3,897	3,884	-	3,884	93	102.5
3 都市計画税	13,130	13,877	13,427	4	13,431	301	102.3
4 水利地益税等	0	0	0	-	0	0	-
市町村目的税計	17,145	18,005	17,541	4	17,545	400	102.3
III 市町村税小計	222,401	231,480	222,860	28	222,888	487	100.2
IV 東日本大震災による減免等	△ 179	△ 192	△ 192	-	△ 192	△ 13	107.3
V 市町村税計	222,222	231,288	222,668	28	222,696	474	100.2

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

区分	令和元年 度当初見 込額 (A)	令和2年度			比較	
		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減収見込 額	改正法に よる収入 見込額	令和元年 度当初見 込額に対 する増減 収額	$\frac{(D)}{(A)} \times 100$
		(B)	(C)	(B) + (C) (D)	(D) - (A)	(%)
道府県税	151,438	151,378	46	151,424	△ 14	100.0
市町村税	250,195	257,906	36	257,942	7,747	103.1
合計	401,633	409,284	82	409,366	7,733	101.9

(参考) 通常収支分と東日本大震災分を合算した地方税の収入見込額は41兆122億円である。

附 表 令和2年度税制改正による事項別増減見込額

(単位 億円)

改 正 事 項	増 減 収 額		
	道府県税	市町村税	計
軽油引取税	55		55
課税免除の特例措置の見直し	55		55
固定資産税		25	25
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止		21	21
その他		4	4
都市計画税		4	4
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置の廃止		4	4
合 計	55	29	84
国税の税制改正に伴うもの	△ 1	△ 1	△ 2
法人住民税		△ 1	△ 1
法人事業税	△ 1		△ 1
再 計	54	28	82

(注) 上記の他、地方譲与税の増減収額は下記のとおり。

- ・ 森林環境譲与税の見直しによる譲与額の増加は初年度 200 億円。
- ・ 国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は初年度△1億円と見込まれる。

第4表 地方税の課税標準額及び税率の一覧

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率		
道	普	個 人 1 均等割 (令和2年度課税見込人員64,517千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔 本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額 〕		
		2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和2年度課税標準見込1,367,211億円)	2 所得割 (イ) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率
	標準税率				
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の2)				
府	府	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ・課税長期譲渡所得金額 100分の2 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1) ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8) 2,000万円を超える場合 32万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、16万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1)に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の0.8)		
県	通 県				
民	税				
税	税				

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	府	<p>〔 6,000万円を超える場合 96万円（指定都市の区域内に住所を有する場合には、48万円）と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2（指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）に相当する金額との合計額 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1.8） <p>〔 ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1） 先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の2 （指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の1）
			<p>（ハ） 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額</p> <p>（ハ） 分離課税に係る退職所得の金額 100分の4</p>
府	通	県	<p>3 利子割 一定の利子、収益の分配等（利子等）の金額 （令和2年度課税標準見込額8,323億円）</p> <p>3 利子割 一定税率 100分の5</p>
			<p>4 配当割 一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の金額 （令和2年度課税標準見込額32,728億円）</p> <p>4 配当割 一定税率 100分の5</p>
県	民	税	<p>5 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等に係る所得の金額（特定株式等譲渡所得金額） （令和2年度課税標準見込額18,267億円）</p> <p>5 株式等譲渡所得割 一定税率 100分の5</p>
			<p>法 人</p> <p>1 均等割 （令和2年度納税義務者見込数3,271千人）</p> <p>法 人</p> <p>1 均等割 標準税率</p> <p>（イ） 資本金等の額が1千万円以下である法人 年額20,000円</p> <p>（ロ） 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額50,000円</p> <p>（ハ） 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額130,000円</p> <p>（ニ） 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額540,000円</p> <p>（ホ） 資本金等の額が50億円を超える法人 年額800,000円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
道 府 県 民 税	道 府 県 民 税	2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額とする。 2 法人税割 標準税率 100分の1 制限税率 100分の2	
		法 人 1 2、3に掲げる事業以外の事業 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）、資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）及び所得 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 所得	法 人 標準税率 1 2、3に掲げる法人以外の法人 (1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の普通法人 付加価値割 100分の1.2 資本割 100分の0.5 所得割 年400万円以下 100分の0.4 年400万円超800万円以下 100分の0.7 年800万円超 100分の1 3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 100分の1 (2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の普通法人、公益法人等及び特別法人等 ① 特別法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の4.9 [大規模な協同組合等については、年10億円超 100分の5.7] ② その他の法人 所得割 年400万円以下 100分の3.5 年400万円超800万円以下 100分の5.3 年800万円超 100分の7 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 100分の7	
道 府 県 普 通 業 税	道 府 県 普 通 業 税	2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 収入金額	2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を行う法人 収入割 100分の1	
		3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等） (1) 1(1)に掲げる法人 収入金額、付加価値額（各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計額）及び資本金等の額（各事業年度終了の日における資本金等の額又は連結個別資本金等の額）	3 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人 (1) 1(1)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 付加価値割 100分の0.37 資本割 100分の0.15	

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県 税	普 通 税	<p>※ 資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合には当該額を課税標準とする。</p> <p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入金額及び所得</p> <p>個人 所得（事業主控除及び事業専従者控除後の所得）</p> <p>事業主控除 年290万円</p>	<p>(2) 1 (2)に掲げる法人 収入割 100分の0.75 所得割 100分の1.85</p> <p>制限税率 標準税率の1.2倍 (1 (1)の所得割については標準税率の1.7倍)</p> <p>個人 標準税率 1 第一種事業を行う個人 100分の5 2 第二種事業を行う個人 100分の4 3 第三種事業(4に掲げるものを除く。)を行う個人 100分の5 4 第三種事業のうちあん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業を行う個人 100分の3 制限税率 標準税率の1.1倍</p>
		<p>1 譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額</p> <p>2 貨物割 課税貨物に係る消費税額</p>	<p>1 譲渡割 一定税率 78分の22</p> <p>2 貨物割 一定税率 78分の22</p> <p>※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)</p>
		<p>取得した土地又は家屋の価格</p> <p>(イ) 宅地及び宅地比準土地の取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする。</p> <p>(ロ) 一定の要件を満たす新築住宅については、1戸につき1,200万円を価格から控除する。</p> <p>(ハ) 一定の要件を満たす既存住宅については、1戸につき、新築の時期により100万円～1,200万円を価格から控除する。</p> <p>(ニ) (ロ)、(ハ)の住宅に係る土地については、150万円又は床面積の2倍(200㎡限度)の土地の価格のいずれか大きい額に税率を乗じた額を減額する。</p>	<p>標準税率 100分の4 ただし、平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われた住宅及び土地の取得については100分の3</p>
		<p>道たばこ 府ばこ 県税</p> <p>小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数</p>	<p>一定税率 紙巻たばこ等 (令和2年4月1日～9月30日) 1,000本につき 930円 (令和2年10月1日以降) 1,000本につき 1,000円</p>
	ゴルフ ル フ 場 税	<p>利用日数</p>	<p>標準税率 1人1日につき 800円 制限税率 1人1日につき 1,200円</p>

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																							
道	普	軽引取油税	引取りに係る軽油の数量	一定税率 1キロリットルにつき 32,100円																																						
			自	自動車	1 環境性能割 自動車の取得価額	乗用車 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合 又は H21 規制適合)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG 車</td> <td>2020 年度燃費基準 + 20%達成</td> <td rowspan="2">100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準 + 10%達成</td> </tr> <tr> <td>2020 年度燃費基準達成</td> <td>100 分の 2</td> <td>100 分の 0.5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2015 年度燃費基準 + 10%達成</td> <td>100 分の 3</td> <td>100 分の 1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td></td> <td></td> <td>100 分の 2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車 (ハイブリッド車を含む) 及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減 (★★★★) 又は H17 規制から NOx75%低減 (★★★★★) のものに限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。</p>	区分	税率		自家用	営業用	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合 又は H21 規制適合)	非課税	非課税	ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG 車	2020 年度燃費基準 + 20%達成	100 分の 1	2020 年度燃費基準 + 10%達成	2020 年度燃費基準達成	100 分の 2	100 分の 0.5		2015 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 3	100 分の 1	上記以外の車			100 分の 2													
区分	税率																																									
	自家用	営業用																																								
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車 (H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減)、 プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車 (H30 規制適合 又は H21 規制適合)	非課税	非課税																																								
ガソリン車 (ハイブリッド車を含む)、LPG 車	2020 年度燃費基準 + 20%達成	100 分の 1																																								
	2020 年度燃費基準 + 10%達成																																									
	2020 年度燃費基準達成	100 分の 2	100 分の 0.5																																							
	2015 年度燃費基準 + 10%達成	100 分の 3	100 分の 1																																							
上記以外の車			100 分の 2																																							
府	通	2 種別割 自動車の台数	標準税率 1 乗用車 (三輪の小型自動車を除く。) 営業用	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総排気量</th> <th>税額 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>7,500円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>13,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>17,900円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>23,600円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>27,200円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>40,700円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	7,500円	1 リットル超		1.5リットル以下	8,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	9,500円	2 リットル超		2.5リットル以下	13,800円	2.5リットル超		3 リットル以下	15,700円	3 リットル超		3.5リットル以下	17,900円	3.5リットル超		4 リットル以下	20,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	23,600円	4.5リットル超		6 リットル以下	27,200円	6 リットル超	40,700円
総排気量	税額 (年額)																																									
1 リットル以下	7,500円																																									
1 リットル超																																										
1.5リットル以下	8,500円																																									
1.5リットル超																																										
2 リットル以下	9,500円																																									
2 リットル超																																										
2.5リットル以下	13,800円																																									
2.5リットル超																																										
3 リットル以下	15,700円																																									
3 リットル超																																										
3.5リットル以下	17,900円																																									
3.5リットル超																																										
4 リットル以下	20,500円																																									
4 リットル超																																										
4.5リットル以下	23,600円																																									
4.5リットル超																																										
6 リットル以下	27,200円																																									
6 リットル超	40,700円																																									
県	税																																									
税																																										

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																																			
道	普	自	自家用																																			
			<table border="0"> <tr> <td>総排気量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 リットル以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>1 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 リットル以下</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>2 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 リットル以下</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>3 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 リットル以下</td> <td>65,500円</td> </tr> <tr> <td>4 リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 リットル以下</td> <td>87,000円</td> </tr> <tr> <td>6 リットル超</td> <td>110,000円</td> </tr> </table>	総排気量	税額 (年額)	1 リットル以下	25,000円	1 リットル超		1.5リットル以下	30,500円	1.5リットル超		2 リットル以下	36,000円	2 リットル超		2.5リットル以下	43,500円	2.5リットル超		3 リットル以下	50,000円	3 リットル超		3.5リットル以下	57,000円	3.5リットル超		4 リットル以下	65,500円	4 リットル超		4.5リットル以下	75,500円	4.5リットル超		6 リットル以下
総排気量	税額 (年額)																																					
1 リットル以下	25,000円																																					
1 リットル超																																						
1.5リットル以下	30,500円																																					
1.5リットル超																																						
2 リットル以下	36,000円																																					
2 リットル超																																						
2.5リットル以下	43,500円																																					
2.5リットル超																																						
3 リットル以下	50,000円																																					
3 リットル超																																						
3.5リットル以下	57,000円																																					
3.5リットル超																																						
4 リットル以下	65,500円																																					
4 リットル超																																						
4.5リットル以下	75,500円																																					
4.5リットル超																																						
6 リットル以下	87,000円																																					
6 リットル超	110,000円																																					
府	通	動	2 トラック (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>18,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	6,500円	1 トン超 2 トン以下	9,000円	2 トン超 3 トン以下	12,000円	3 トン超 4 トン以下	15,000円	4 トン超 5 トン以下	18,500円	5 トン超 6 トン以下	22,000円	6 トン超 7 トン以下	25,500円	7 トン超 8 トン以下	29,500円	8 トン超	29,500円	に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	6,500円																																					
1 トン超 2 トン以下	9,000円																																					
2 トン超 3 トン以下	12,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	15,000円																																					
4 トン超 5 トン以下	18,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	22,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	25,500円																																					
7 トン超 8 トン以下	29,500円																																					
8 トン超	29,500円																																					
に8トンを超える部分1トンまで ごとに4,700円を加算した額																																						
県	車	税	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)																																			
			<table border="0"> <tr> <td>最大積載量</td> <td>税額 (年額)</td> </tr> <tr> <td>1 トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1 トン超 2 トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2 トン超 3 トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3 トン超 4 トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4 トン超 5 トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5 トン超 6 トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6 トン超 7 トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7 トン超 8 トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8 トン超</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額</td> </tr> </table>	最大積載量	税額 (年額)	1 トン以下	8,000円	1 トン超 2 トン以下	11,500円	2 トン超 3 トン以下	16,000円	3 トン超 4 トン以下	20,500円	4 トン超 5 トン以下	25,500円	5 トン超 6 トン以下	30,000円	6 トン超 7 トン以下	35,000円	7 トン超 8 トン以下	40,500円	8 トン超	40,500円	に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額														
最大積載量	税額 (年額)																																					
1 トン以下	8,000円																																					
1 トン超 2 トン以下	11,500円																																					
2 トン超 3 トン以下	16,000円																																					
3 トン超 4 トン以下	20,500円																																					
4 トン超 5 トン以下	25,500円																																					
5 トン超 6 トン以下	30,000円																																					
6 トン超 7 トン以下	35,000円																																					
7 トン超 8 トン以下	40,500円																																					
8 トン超	40,500円																																					
に8トンを超える部分1トンまで ごとに6,300円を加算した額																																						
税			けん引自動車																																			
			営業用																																			
			小型自動車 年額 7,500円																																			
			普通自動車 年額15,100円																																			
			自家用																																			
			小型自動車 年額10,200円																																			
			普通自動車 年額20,600円																																			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道	普	自	被けん引自動車
			営業用 小型自動車 年額 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 年額 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トン までごとに3,800円を加算した額 (年額) 自家用 小型自動車 年額 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 年額10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1 トンまでごとに5,100円を加算し た額(年額)
府	通	動	※ トラックのうち最大乗車定員が4人 以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額。
			営業用 総排気量 加算額 1 リットル以下 3,700円 1 リットル超 4,700円 1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 自家用 総排気量 加算額 1 リットル以下 5,200円 1 リットル超 6,300円 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超
県	車	税	3 バス（三輪の小型自動車を除く。）
			営業用 一般乗合用（路線定期運行の用に供す るもの） 乗車定員 税額（年額） 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円 一般乗合用以外 乗車定員 税額（年額） 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円 自家用 乗車定員 税額（年額） 30人以下 33,000円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 83,000円
税			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
道 府 県	普 通 税	自動車税	4 三輪の小型自動車 営業用 年額4,500円 家用 年額6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍
		鉱区税	一定税率 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区にあつては、上記の3分の2の税率とする。 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 その他のもの 面積100アールごとに 年額200円
		固定資産税 (特例分等)	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額
	狩猟税	狩猟者の登録	一定税率 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2に掲げる者以外のもの 16,500円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 11,000円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4に掲げる者以外のもの 8,200円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、一定の被扶養者以外の者 5,500円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率				
道	目		6 狩猟者の登録が次に掲げる登録のいずれかに該当する場合は1から5の税率に次に定める割合を乗じた税率とする。 ① 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録 4分の1 ② ①の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 4分の3				
府	的		7 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録で、次のいずれかに該当する場合は、1から5の税率に関わらず、それぞれ下記のとおりとする。 ① 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 ② 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除				
県	税		③ 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録 1から5の税率に2分の1を乗じた税率				
税	税						
市	市	個 人 1 均等割 (令和2年度課税見込人員64,517千人)	個 人 1 均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額3,500円 〔 本則税率 年額3,000円に 年額500円を加算した額 〕				
町	普	2 所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額(総所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額) (令和2年度課税標準見込額1,367,637億円)	2 所得割 (イ)				
村	町		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額</td> <td>100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)</td> </tr> </tbody> </table>		標準税率	課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)
	標準税率						
課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額	100分の6 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の8)						
村	通						
税	民	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額	(ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) ・ 課税長期譲渡所得金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4) 〔 ただし、 長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 〕				
税	税						

税 目			課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市		<p>2,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p> <p>2,000万円を超える場合 48万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、64万円)と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p> <p>長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。)に係るものである場合</p> <p>6,000万円以下である場合 100分の2.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の3.2)</p>
		町		<p>6,000万円を超える場合 144万円(指定都市の区域内に住所を有する場合には、192万円)と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3(指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)に相当する金額との合計額</p>
町	通	村		<p>・課税短期譲渡所得金額 100分の5.4 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の7.2)</p> <p>ただし、 国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p> <p>・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の3 (指定都市の区域内に住所を有する場合には、100分の4)</p>
村		民		
税	税	税		
			(ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	(ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の6

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率
市	普	市	法 人
			1 均等割 (令和2年度納税義務者見込数3,853千人)
町	通	町	法 人
			1 均等割 標準税率
村	税	村	(イ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 50,000円
民	税	民	(ロ) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 120,000円
税	税	税	(ハ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			年額 130,000円
税	税	税	(ニ) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 150,000円
税	税	税	(ホ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下の法人
			年額 160,000円
税	税	税	(ヘ) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 400,000円
税	税	税	(ト) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下である法人
			年額 410,000円
税	税	税	(チ) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超える法人
			年額 1,750,000円

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率																			
市	普	市町村民税	(リ) 資本金等の額が 年額 50億円を超え、か 3,000,000円 つ、市町村内の事務 所等の従業者数が 50人を超える法人 ※ 資本金等の額が、資本金に資本準 備金を加えた額を下回る場合には当 該額とする。 制限税率 標準税率の1.2倍																			
		2 法人税割 法人税額又は個別帰属法人税額	2 法人税割 標準税率 100分の6 制限税率 100分の8.4																			
		固定資産税 土地、家屋又は償却資産の価格(適正な時価。 土地及び家屋については、3年ごとに評価替 え)	標準税率 100分の1.4																			
町	通	交付金 国有財産台帳等に記載され又は記録された 固定資産の価格(住宅及び空港等に係るもの についてはこれらの価格に一定の率を乗じ たもの)	一定率 100分の1.4																			
		軽自動車税 1 環境性能割 三輪以上の軽自動車の取得価額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気軽自動車、天然ガ ス軽自動車(H30規制適 合又はH21規制から NOx10%低減)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)</td> <td>2020年度燃 費基準+ 10%達成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020年度燃 費基準達成</td> <td>100分 の1</td> <td>100分 の0.5</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃 費基準+ 10%達成</td> <td>100分 の2</td> <td>100分 の1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の車</td> <td></td> <td>100分 の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ガソリン車(ガソリンハイブリッド車 を含む)に適用する排ガス要件は、H30規 制からNOx50%低減(★★★★)又はH17 規制からNOx75%低減(★★★★)のもの に限る。</p> <p>※ 乗用車以外の自動車についても、異なる 区分によって税率が決定。</p>		区分	税率		自家用	営業用	電気軽自動車、天然ガ ス軽自動車(H30規制適 合又はH21規制から NOx10%低減)	非課税	非課税	ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)	2020年度燃 費基準+ 10%達成		2020年度燃 費基準達成	100分 の1	100分 の0.5	2015年度燃 費基準+ 10%達成	100分 の2	100分 の1	上記以外の車
区分	税率																					
	自家用	営業用																				
電気軽自動車、天然ガ ス軽自動車(H30規制適 合又はH21規制から NOx10%低減)	非課税	非課税																				
ガソリン 車(ガソ リンハイ ブリッド 車を含 む)	2020年度燃 費基準+ 10%達成																					
	2020年度燃 費基準達成	100分 の1	100分 の0.5																			
	2015年度燃 費基準+ 10%達成	100分 の2	100分 の1																			
上記以外の車		100分 の2																				
村	税	2 種別割 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊 自動車及び二輪の小型自動車(側車付二 輪自動車を含む。)の台数	標準税率 1 原動機付自転車 (イ) 総排気量が0.05リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワット以下 のもの(=)に掲げるものを除く。 年額 2,000円 (ロ) 二輪のもので、総排気量が0.05リッ トルを超え、0.09リットル以下のもの 又は定格出力が0.6キロワットを超 え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (ハ) 二輪のもので、総排気量が0.09リッ トルを超えるもの又は定格出力が0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400円																			

税 目		課 税 標 準 額 等	税 率	
市 町 村 税	普 通 税	軽 自 動 車 税	(ニ) 三輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。）で、総排気量が0.60リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	
			2 軽自動車及び小型特殊自動車 (イ) 二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円 (ロ) 三輪のもの 年額 3,900円 (ハ) 四輪以上のもの 乗 用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	
			3 二輪の小型自動車 年額 6,000円 制限税率 標準税率の1.5倍	
		市 町 村	小売販売業者等に対する売渡し等に係る製造たばこの本数	一定税率 紙巻たばこ等 (令和2年4月1日～9月30日) 1,000本につき 5,692円 (令和2年10月1日以降) 1,000本につき 6,122円
			鉦物の価格	標準税率 100分の1 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.7) 制限税率 100分の1.2 (鉦物の掘採の作業場において1月間に掘採された鉦物の価格が2百万円以下である場合は100分の0.9)
			※ 平成15年度以降当分の間課税停止	※ 平成15年度以降当分の間課税停止
			入湯税	標準とする税率 1人1日につき150円
			1 資産割 事業所床面積 2 従業者割 従業者給与総額	一定税率 1平方メートルにつき 600円 一定税率 100分の0.25
			土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格	制限税率 100分の0.3
			土地又は家屋の価格又は面積	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。
		条例で定める。	受益の限度を超えない範囲内において条例で定める。	
		宅地の面積	条例で定める。	

2 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆6,086億円であり、前年度に比し、1,037億円（3.8%）減少している。

地方譲与税の税目別収入見込額は、第5表のとおりである。

第5表 地方譲与税収入見込額

区 分	(単位 億円)						
	令和元年度 当初見込額	令和2年度			比較		$\frac{(D)}{(A)} \times 100$ (%)
		現行法による収入 見込額	税制改正による増 減収見込額	改正法による収入 見込額 (B)+(C)	令和元年度 当初見込額 に対する増 減収額 (D)-(A)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(D)-(A)	(%)		
1 地方揮発油譲与税	2,472	2,389	-	2,389	△ 83	96.6	
2 石油ガス譲与税	72	63	-	63	△ 9	87.5	
3 自動車重量譲与税	2,742	2,845	-	2,845	103	103.8	
4 航空機燃料譲与税	149	154	-	154	5	103.4	
5 特別とん譲与税	137	126	-	126	△ 11	92.0	
6 森林環境譲与税	200	200	200	400	200	200.0	
7 特別法人事業譲与税	-	20,110	△ 1	20,109	20,109	皆増	
8 地方法人特別譲与税	21,351	-	-	-	△ 21,351	皆減	
合 計	27,123	25,887	199	26,086	△ 1,037	96.2	

(注) 1 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 特別法人事業譲与税には、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）に基づき、令和2年度特別法人事業譲与税譲与金として譲与される額を計上している。

3 地方特例交付金

地方特例交付金の総額は、2,007億円であり、前年度に比し、2,333億円（53.8%）減少している。

(1) 個人住民税減収補填特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額の全額を補填するため、個人住民税減収補填特例交付金として1,749億円を計上している。

(2) 自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金

令和元年度地方税制改正により、消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した家用乗用車（登録車及び軽自動車）について、環境性能割の税率を1%分軽減することとなったことに伴い、令和2年度分の地方税の減収額の全額

を補填するため、自動車税減収補填特例交付金として211億円、軽自動車税減収補填特例交付金として47億円を計上している。

4 地方交付税

地方交付税の総額は、16兆5,882億円であり、前年度に比し、4,073億円(2.5%)増加している。

地方交付税の算定基礎は、第6表のとおりである。

第6表 地方交付税の算定基礎

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度			増減額	
		当 初	補 正	最 終	対前年度 当初	対前年度 最終
		(B)		(C)	(A)-(B)	(A)-(C)
所 得 税(a)	19,529,000	19,934,000	△ 870,000	19,064,000	△ 405,000	465,000
法 人 税(b)	12,065,000	12,858,000	△ 1,143,000	11,715,000	△ 793,000	350,000
酒 税(c)	1,265,000	1,271,000	-	1,271,000	△ 6,000	△ 6,000
消 費 税(d)	21,719,000	19,392,000	△ 330,000	19,062,000	2,327,000	2,657,000
地 方 交 付 税(e)	15,608,535	15,551,004	13,166	15,564,170	57,531	44,365
(1) (a)×33.1%	6,464,099	6,598,154	△ 287,970	6,310,184	△ 134,055	153,915
(2) (b)×33.1%	3,993,515	4,255,998	△ 378,333	3,877,665	△ 262,483	115,850
(3) (c)×50%	632,500	635,500	-	635,500	△ 3,000	△ 3,000
(4) (d)×19.5%	4,235,205	4,033,536	△ 68,640	3,964,896	201,669	270,309
(5) 精算分等	△ 235,484	△ 235,484	98,528	△ 136,956	0	△ 98,528
(6) 法定加算等	518,700	263,300	-	263,300	255,400	255,400
(7) 臨時財政対策 特例加算額	-	-	-	-	-	-
(8) 臨時財政対策 債振替加算額	-	-	649,581	649,581	-	△ 649,581
地 方 法 人 税(f)	1,456,400	687,600	△ 30,200	657,400	768,800	799,000
地方法人税過年度精算分(g)	-	-	17,034	17,034	-	△ 17,034
返 還 金(h)	382	-	-	-	382	382
特別会計借入金償還(i)	△ 500,000	△ 500,000	95,000	△ 405,000	0	△ 95,000
借入金等利子充当分(j)	△ 77,100	△ 79,200	-	△ 79,200	2,100	2,100
剰余金の活用(k)	100,000	-	-	-	100,000	100,000
地方公共団体金融機構の公庫債権 金利変動準備金の活用(1)	-	100,000	-	100,000	△ 100,000	△ 100,000
前年度からの繰越金(m)	-	421,492	-	421,492	△ 421,492	△ 421,492
翌年度への繰越金(n)	-	-	-	-	-	-
合 計(e)～(n)	16,588,217	16,180,895	95,000	16,275,895	407,322	312,322

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 消費税に乘じる率について令和元年度は20.8%である。

5 国庫支出金

国庫支出金の総額は、15兆2,157億円であり、前年度に比し、4,983億円（3.4%）増加している。

国庫支出金の内訳は、第7表のとおりである。

第7表 国庫支出金の内訳

		(単位 百万円)		
区	分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1	普通補助負担金等	11,865,367	11,321,112	544,255
	(1) 義務教育職員給与費負担金	1,522,141	1,520,033	2,108
	(2) その他普通補助負担金等	10,343,226	9,801,079	542,147
	(ア) 生活扶助費等負担金	1,329,794	1,375,167	△ 45,373
	(イ) 医療扶助費等負担金	1,454,916	1,437,650	17,266
	(ウ) 介護扶助費等負担金	77,361	76,895	466
	(エ) 児童保護費等負担金	136,060	132,451	3,609
	(オ) 障害者自立支援給付費等負担金	1,512,407	1,428,484	83,923
	(カ) 児童手当等交付金	1,326,160	1,348,808	△ 22,648
	(キ) 公立高等学校授業料不徴収交付金 及び高等学校等就学支援金交付金	419,793	366,262	53,531
	(ク) 子どものための教育・保育給付交付金	1,337,862	1,106,927	230,935
	(ケ) その他の補助負担金等	2,748,873	2,528,435	220,438
2	公共事業費補助負担金	3,108,660	3,148,503	△ 39,843
	(1) 普通建設事業費補助負担金	3,081,025	3,121,564	△ 40,539
	(2) 災害復旧事業費補助負担金	27,635	26,939	696
3	国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,140	29,140	0
4	施設等所在市町村調整交付金	7,400	7,400	0
5	交通安全対策特別交付金	54,311	56,763	△ 2,452
6	電源立地地域対策等交付金	108,385	111,955	△ 3,570
7	特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,008	37,102	△ 94
8	石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,386	5,414	△ 28
	合 計	15,215,657	14,717,389	498,268

6 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、9兆2,783億円であり、前年度に比し、1,500億円(1.6%)減少している。

地方債の事業別内訳は、第8表のとおりである。

第8表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区 分		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
一	一般会計債	59,071	59,329	△ 258
1	公共事業等	16,195	16,627	△ 432
2	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306
3	公営住宅建設事業	1,110	1,140	△ 30
4	災害復旧事業	1,148	955	193
5	教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75
	(1) 学校教育施設等	1,223	1,256	△ 33
	(2) 社会福祉施設	373	383	△ 10
	(3) 一般廃棄物処理	639	656	△ 17
	(4) 一般補助施設等	552	567	△ 15
	(5) 施設(一般財源化分)	540	540	0
6	一般単独事業	26,807	25,415	1,392
	(1) 一般	2,605	2,113	492
	(2) 地域活性化	690	690	0
	(3) 防災対策	871	871	0
	(4) 地方道路等	3,221	3,221	0
	(5) 旧合併特例	6,200	6,200	0
	(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0
	(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0
	(8) 緊急自然災害防止対策	3,000	3,000	0
	(9) 緊急浚渫推進	900	-	900
7	辺地及び過疎対策事業	4,561	4,561	0
	(1) 辺地対策	466	466	0
	(2) 過疎対策	4,095	4,095	0
8	公共用地先行取得等事業	345	345	0
9	行政改革推進	700	700	0
10	調 整	100	100	0
公	営企業債	1,514	1,585	△ 71
1	水道事業(上水道分)	665	810	△ 145
2	交通事業	329	321	8
3	病院事業・介護サービス事業	520	454	66
臨	時財政対策債	31,398	32,568	△ 1,171
退	職手当債	800	800	0
	合 計	92,783	94,282	△ 1,500

(注) 辺地及び過疎対策事業の計上額は、地方債計画で「辺地及び過疎対策事業」の計上額から辺地及び過疎対策事業に係る下水道等の公営企業会計等分を控除したものである。

(2) 地方債計画

令和2年度地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方団体が防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定している。

参考表 令和2年度地方債計画
(通常収支分)

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	(単位 億円) 増 減 額 (A) - (B)
一 一 般 会 計 債			
1 公 共 事 業 等	16,195	16,627	△ 432
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	4,778	6,084	△ 1,306
3 公 営 住 宅 建 設 事 業	1,110	1,140	△ 30
4 災 害 復 旧 事 業	1,148	955	193
5 教育・福祉施設等整備事業	3,327	3,402	△ 75
(1) 学 校 教 育 施 設 等	1,223	1,256	△ 33
(2) 社 会 福 祉 施 設	373	383	△ 10
(3) 一 般 廃 棄 物 処 理	639	656	△ 17
(4) 一 般 補 助 施 設 等	552	567	△ 15
(5) 施 設 (一 般 財 源 化 分)	540	540	0
6 一 般 単 独 事 業	26,807	25,415	1,392
(1) 一 般	2,605	2,113	492
(2) 地 域 活 性 化	690	690	0
(3) 防 災 対 策	871	871	0
(4) 地 方 道 路 等	3,221	3,221	0
(5) 旧 合 併 特 例	6,200	6,200	0
(6) 緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0
(7) 公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	4,320	0
(8) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	3,000	3,000	0
(9) 緊 急 浚 渫 推 進	900	-	900
7 辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,210	5,210	0
(1) 辺 地 対 策	510	510	0
(2) 過 疎 対 策	4,700	4,700	0
8 公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0
9 行 政 改 革 推 進	700	700	0
10 調 整	100	100	0
計	59,720	59,978	△ 258

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)
二 公 営 企 業 債			
1 水 道 事 業	5,570	5,946	△ 376
2 工 業 用 水 道 事 業	338	307	31
3 交 通 事 業	1,562	1,420	142
4 電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	260	262	△ 2
5 港 湾 整 備 事 業	555	569	△ 14
6 病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	3,599	4,005	△ 406
7 市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	343	362	△ 19
8 地 域 開 発 事 業	708	912	△ 204
9 下 水 道 事 業	12,383	12,773	△ 390
10 観 光 そ の 他 事 業	100	154	△ 54
計	25,418	26,710	△ 1,292
合 計	85,138	86,688	△ 1,550
三 臨 時 財 政 対 策 債	31,398	32,568	△ 1,171
四 退 職 手 当 債	800	800	0
五 国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(247)	(281)	(△ 34)
計	117,336	120,056	△ 2,721
総 計	(247)	(281)	(△ 34)
内 訳 { 普 通 会 計 分	92,783	94,282	△ 1,500
{ 公 営 企 業 会 計 等 分	24,553	25,774	△ 1,221
資 金 区 分			
公 的 資 金	47,547	47,892	△ 345
財 政 融 資 資 金	29,326	29,507	△ 181
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	18,221	18,385	△ 164
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(247)	(281)	(△ 34)
民 間 等 資 金	69,789	72,164	△ 2,376
市 場 公 募	38,500	39,400	△ 900
銀 行 等 引 受	31,289	32,764	△ 1,475

その他同意等の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

7 使用料及び手数料

使用料及び手数料の収入見込額は、最近における実績等を勘案するとともに、東日本大震災による減免額2億円を減額計上して、前年度に比し、322億円の減少を見込み、1兆5,761億円を計上している。

8 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、最近における実績等を勘案して、前年度に比し、111億円の減少を見込み、4兆3,776億円を計上している。

9 復旧・復興事業一般財源充当分

東日本大震災に係る復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の復旧・復興事業一般財源充当分として、86億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

10 全国防災事業一般財源充当分

東日本大震災に係る地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額を上回る全国防災事業の一般財源所要額に対応するため、東日本大震災分の全国防災事業一般財源充当分として、335億円を減額計上することにより所要の調整を行っている。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（通常収支分）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、90兆7,397億円であり、前年度に比し、1兆1,467億円（1.3%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第9表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第10表のとおりであり、歳出の構成比は、第11表のとおりである。

第9表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)					
区	分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)		増減率 (%)	
I	給与関係経費	202,876	203,307	△	431	△	0.2
1	給与費(退職手当を除く)	187,491	187,610	△	119	△	0.1
	(7)義務教育教職員	55,934	56,255	△	321	△	0.6
	(イ)警察関係職員	23,635	23,543		92		0.4
	(ウ)消防職員	12,514	12,515	△	1	△	0.0
	(エ)一般職員及び義務制以外の 教員並びに特別職等	95,408	95,297		111		0.1
2	退職手当	15,323	15,622	△	299	△	1.9
3	恩給費	62	75	△	13	△	17.3
II	一般行政経費	403,717	384,197		19,520		5.1
1	国庫補助負担金等を伴う もの	227,126	214,845		12,281		5.7
	(7)生活保護費	38,160	38,529	△	369	△	1.0
	(イ)児童保護費	9,678	8,389		1,289		15.4
	(ウ)障害者自立支援給付費	30,248	28,570		1,678		5.9
	(エ)後期高齢者医療給付費	27,328	26,638		690		2.6
	(オ)介護給付費	31,379	29,260		2,119		7.2
	(カ)児童手当等交付金	19,010	19,349	△	339	△	1.8
	(キ)子どものための教育・ 保育給付交付金	24,757	20,742		4,015		19.4
	(ク)その他の一般行政経費	46,566	43,368		3,198		7.4
2	国庫補助負担金を伴わない もの	147,510	144,504		3,006		2.1
3	国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	14,881	14,848		33		0.2
4	まち・ひと・しごと創生 事業費	10,000	10,000		0		0.0
5	地域社会再生事業費	4,200	-		4,200		皆増
III	公債費	116,979	119,088	△	2,109	△	1.8
IV	維持補修費	14,469	13,491		978		7.2
V	投資的経費	127,614	130,153	△	2,539	△	2.0
1	直轄事業負担金	6,425	6,368		57		0.9
2	公共事業費	60,052	62,709	△	2,657	△	4.2
	(7)普通建設事業費	59,678	62,342	△	2,664	△	4.3
	(イ)災害復旧事業費	374	367		7		1.9
	(直轄、補助事業計)	66,477	69,077	△	2,600	△	3.8

区 分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
3 一 般 事 業 費	27,944	27,890	54	0.2
(7) 普通建設事業費	27,563	27,510	53	0.2
(1) 災害復旧事業費	381	380	1	0.3
4 特 別 事 業 費	33,193	33,186	7	0.0
(7) 過疎対策事業費	11,088	11,081	7	0.1
(1) 地域活性化事業費	820	820	0	0.0
(9) 旧合併特例事業費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防災対策事業費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	935	935	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費（地方単独事業計）	3,000	3,000	0	0.0
(地方単独事業計)	61,137	61,076	61	0.1
VI 公 営 企 業 繰 出 金	24,942	25,394	△ 452	△ 1.8
1 収 益 勘 定 繰 出 金	11,065	11,481	△ 416	△ 3.6
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,877	13,913	△ 36	△ 0.3
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	16,800	20,300	△ 3,500	△ 17.2
歳 出 合 計	907,397	895,930	11,467	1.3

(注) 令和元年度地方財政計画に計上された重点課題対応分は、「Ⅱ 一般行政経費 2 国庫補助負担金を伴わないもの」に統合しており、令和元年度の計上額については、当該区分に含めている。

第10表 歳出の増減事由

増 減 事 由	金 額		増 減 事 由	金 額	
	総 額	地方費		総 額	地方費
I 給 与 関 係 経 費	△ 431	△ 457	(7) 生活保護費	△ 369	△ 92
1 給 与 費	△ 119	△ 145	(1) 児童保護費	1,289	644
(退職手当を除く)			(9) 障害者自立支援給付費	1,678	839
(7) 給与改定による増減	650	579	(エ) 後期高齢者医療給付費	690	689
(1) 昇給・新陳代謝等による増減	△ 346	△ 342	(オ) 介護給付費	2,119	2,119
(9) 職員数による増減	68	58	(カ) 児童手当等交付金	△ 339	△ 113
(エ) 特別職の給与改定等による増減	2	2	(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	4,015	1,706
(オ) そ の 他	△ 493	△ 442	(ク) その他の一般行政経費	3,198	970
(a) 共済組合負担金の改定による増減	△ 515	△ 515	2 国庫補助負担金を伴わないもの	3,006	3,006
(b) 再任用短時間勤務職員による増減	180	180	(7) 一般行政経費	3,006	3,006
(c) そ の 他	△ 158	△ 107	(1) 追加財政需要	0	0
2 退 職 手 当	△ 299	△ 299	3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	33	33
3 恩 給 費	△ 13	△ 13	4 まち・ひと・しごと創生事業費	0	0
II 一 般 行 政 経 費	19,520	14,001	5 地域社会再生事業費	4,200	4,200
1 国庫補助負担金を伴うもの	12,281	6,762	III 公 債 費	△ 2,109	△ 2,109
			IV 維 持 補 修 費	978	978

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
V 投資的経費	△ 2,539	△ 2,140	3 一般事業費	54	54
1 直轄事業負担金	57	57	(ア) 普通建設事業費	53	53
(ア) 治山治水	26	26	(イ) 災害復旧事業費	1	1
(イ) 道路整備	△ 25	△ 25	4 特別事業費	7	7
(ウ) 農業農村整備	39	39	(ア) 過疎対策事業費	7	7
(エ) その他	17	17	(イ) 地域活性化事業費	0	0
2 公共事業費	△ 2,657	△ 2,258	(ウ) 旧合併特例事業費	0	0
(ア) 普通建設事業費	△ 2,664	△ 2,259	(エ) 防災対策事業費	0	0
(a) 治水治山	505	236	(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	0	0
(b) 道路整備	4,517	1,989	(カ) 緊急防災・減災事業費	0	0
(c) 港湾空港鉄道等	△ 54	△ 20	(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	0	0
(d) 住宅都市環境	1,741	907	(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	0	0
(e) 生活環境施設整備	△ 149	△ 136	(地方単独事業計)	61	61
(f) 農林水産基盤整備	△ 66	△ 21	VI 公営企業繰出金	△ 452	△ 452
(g) 社会資本総合整備	△ 7,331	△ 4,003	1 収益勘定繰出金	△ 416	△ 416
(h) 推進費等	117	59	2 資本勘定繰出金	△ 36	△ 36
(i) 国庫負担かさ上げ	0	△ 32	VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	△ 3,500	△ 3,500
(j) その他	△ 1,944	△ 1,238	歳出増減額の合計	11,467	6,321
(イ) 災害復旧事業費(直轄、補助事業計)	△ 2,600	△ 2,201			

第11表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計画額	構成比(%)	計画額	構成比(%)
1 給与関係経費	202,876	22.4	203,307	22.7
2 一般行政経費	403,717	44.5	384,197	42.9
3 公債費	116,979	12.9	119,088	13.3
4 維持補修費	14,469	1.6	13,491	1.5
5 投資的経費	127,614	14.1	130,153	14.5
6 公営企業繰出金	24,942	2.7	25,394	2.8
7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	16,800	1.8	20,300	2.3
歳出合計	907,397	100.0	895,930	100.0

(参考) 社会保障施策に要する地方負担額と当該地方負担額に対応する地方の歳入は、次のとおりである。

(1) 地方負担額

- | | |
|----------------------------|------------|
| ① 社会保障施策に要する経費 | 21兆8,456億円 |
| ② ①のうち社会保障4経費に則った範囲の社会保障給付 | 14兆9,131億円 |

(2) (1)に対応する地方の歳入

地方消費税率の引上げ (消費税率換算1%→2.2%)分	消費税の地方 交付税法定率分	計
2兆9,750億円	4兆2,352億円	7兆2,102億円

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は20兆2,876億円であり、前年度に比し、431億円（0.2%）減少している。

地方財政計画上の職員数については、地方団体における定員管理の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、2,625人の増としている。職員数の増減状況は第12表のとおりである。

地方財政計画上の給料単価等については、人事委員会勧告の反映等を見込んでいる。

(1) 給与費（退職手当を除く）

給与費（退職手当を除く。以下同じ。）の総額は18兆7,491億円であり、前年度に比し、119億円（0.1%）減少している。

給与費の内訳は次のとおりである。

ア 義務教育教職員の給与費

義務教育教職員の給与費は、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、5兆5,934億円となり、前年度に比し、321億円減少している。

イ 警察関係職員の給与費

警察関係職員（警察官及び警察事務職員）の給与費は2兆3,635億円であり、前年度に比し、92億円増加している。

ウ 消防職員の給与費

消防職員の給与費は1兆2,514億円であり、前年度に比し、1億円減少している。

エ 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等の給与費

アからウまでに掲げた職員以外の職員及び特別職等の給与費は9兆5,408億円であり、前年度に比し、111億円増加している。

(2) 退職手当

退職手当の総額は1兆5,323億円であり、前年度に比し、299億円（1.9%）減少している。

(3) 恩給費

恩給費の総額は62億円であり、前年度に比し、13億円（17.3%）減少している。

第12表 職員数の増減状況

職 員 区 分	(単位 人)		
	令和元年度 計画人員	増 減 数	令和2年度 計画人員
1 義務教育教職員	687,741	433	688,174
(1) 小学校教職員	410,142	△ 890	409,252
(2) 中学校教職員	230,857	421	231,278
(3) 特別支援学校教職員	46,742	902	47,644
2 非義務教育教員	229,653	△ 4,071	225,582
(1) 高校教員 (特別支援学校高等部含む)	208,095	△ 3,159	204,936
(2) 大学教員	923	4	927
(3) 幼稚園教員	20,635	△ 916	19,719
3 警察官	254,580	159	254,739
4 消防職員	159,827	1,000	160,827
5 一般職員	972,391	5,104	977,495
(1) 高校事務職員等	32,990	△ 410	32,580
(2) 警察事務職員	24,200	500	24,700
(3) その他一般職員	912,403	5,024	917,427
(4) 補助職員等	2,798	△ 10	2,788
合 計	2,304,192	2,625	2,306,817

(注) 「5 一般職員 (3) その他一般職員」の増減数には、児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増 (576人) 及び民間委託等の推進による減 (△1,076人) を含む。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、40兆3,717億円であり、前年度に比し、1兆9,520億円 (5.1%) 増加している。

(1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、22兆7,126億円であり、前年度に比し、1兆2,281億円 (5.7%) 増加している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第13表のとおりである。

第13表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)									
	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)-(B)			
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	
(内閣府所管)										
都道府県警察費補助金	34,089	27,590	61,679	33,381	27,421	60,802	708	169	877	
子どものための教育・保育給付交付金	1,337,862	1,137,866	2,475,728	1,106,927	967,272	2,074,199	230,935	170,594	401,529	
児童手当等交付金	1,326,160	574,808	1,900,968	1,348,808	586,101	1,934,909	△ 22,648	△ 11,293	△ 33,941	
地方創生推進交付金	57,223	55,098	112,321	60,259	58,259	118,518	△ 3,036	△ 3,161	△ 6,197	
その他の	412,974	471,990	884,964	463,185	355,482	818,667	△ 50,211	116,508	66,297	
内閣府計	3,168,308	2,267,352	5,435,660	3,012,560	1,994,535	5,007,095	155,748	272,817	428,565	
(総務省所管)										
緊急消防援助隊設備整備費補助金	4,986	4,986	9,972	4,986	4,986	9,972	0	0	0	
個人番号カード交付事業費補助金等	136,545	-	136,545	21,114	-	21,114	115,431	-	115,431	
その他の	110,703	2,353	113,056	80,277	964	81,241	30,426	1,389	31,815	
総務省計	252,234	7,339	259,573	106,377	5,950	112,327	145,857	1,389	147,246	
(法務省所管)										
人権啓発活動等委託費等	7,442	1,200	8,642	3,530	-	3,530	3,912	1,200	5,112	
(外務省所管)										
金融・世界経済首脳会合開催環境整備費補助金	-	-	-	79	79	158	△ 79	△ 79	△ 158	
(文部科学省所管)										
特別支援教育就学奨励費負担金	6,086	6,086	12,172	6,264	6,264	12,528	△ 178	△ 178	356	
幼稚園就園奨励費補助金	-	-	-	14,116	28,499	42,615	△ 14,116	△ 28,499	△ 42,615	
私立高等学校等経常費助成費補助金	98,724	-	98,724	99,388	-	99,388	△ 664	-	△ 664	
高等学校等就学支援金交付金	217,546	-	217,546	152,999	-	152,999	64,547	-	64,547	
その他の	83,924	103,733	187,657	83,124	99,684	182,808	800	4,049	4,849	
文部科学省計	406,280	109,819	516,099	355,891	134,447	490,338	50,389	△ 24,628	25,761	
(厚生労働省所管)										
保健事業費等補助金	36,956	32,540	69,496	31,014	28,113	59,127	5,942	4,427	10,369	
結核医療費負担金	3,436	1,381	4,817	3,497	1,403	4,900	△ 61	△ 22	83	
精神保健費等負担金	7,644	3,596	11,240	7,801	3,678	11,479	△ 157	△ 82	239	
生活扶助費等負担金	1,329,794	443,184	1,772,978	1,375,167	458,310	1,833,477	△ 45,373	△ 15,126	△ 60,499	
医療扶助費等負担金	1,454,916	484,972	1,939,888	1,437,650	479,217	1,916,867	17,266	5,755	23,021	
介護扶助費等負担金	77,361	25,787	103,148	76,895	25,632	102,527	466	155	621	
身体障害者保護費負担金	2,195	2,195	4,390	2,108	2,108	4,216	87	87	174	
障害者自立支援給付費等負担金	1,512,407	1,512,407	3,024,814	1,428,484	1,428,484	2,856,968	83,923	83,923	167,846	
後期高齢者医療給付費等負担金	6,426	2,726,334	2,732,760	6,442	2,657,406	2,663,848	△ 16	68,928	68,912	
介護給付費等負担金	-	3,137,929	3,137,929	-	2,926,024	2,926,024	-	211,905	211,905	
在宅福祉事業費補助金	2,672	4,835	7,507	2,669	4,835	7,504	3	0	3	
児童保護費等負担金	136,060	136,060	272,120	132,451	132,451	264,902	3,609	3,609	7,218	
児童扶養手当給付費負担金	159,870	319,740	479,610	207,470	414,940	622,410	△ 47,600	△ 95,200	△ 142,800	
保険基盤安定等負担金	134,958	223,141	358,099	135,714	222,792	358,506	△ 756	349	△ 407	
職業転換訓練費負担金	1,176	1,176	2,352	1,546	1,546	3,092	△ 370	△ 370	740	

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
その他	1,162,795	1,011,169	2,173,964	1,011,077	869,886	1,880,963	151,718	141,283	293,001
厚生労働省計 (農林水産省所管)	6,028,666	10,066,446	16,095,112	5,859,985	9,656,825	15,516,810	168,681	409,621	578,302
家畜伝染病予防費負担金	4,184	3,133	7,317	2,024	1,101	3,125	2,160	2,032	4,192
中山間地域等直接支払交付金	25,900	27,530	53,430	25,890	27,517	53,407	10	13	23
多面的機能支払交付金	47,050	47,050	94,100	47,050	47,050	94,100	0	0	0
その他	55,130	6,213	61,343	54,745	6,497	61,242	385	△ 284	101
農林水産省計 (経済産業省所管)	132,264	83,926	216,190	129,709	82,165	211,874	2,555	1,761	4,316
非化石エネルギー等導入 促進対策費補助金	4,000	-	4,000	16	-	16	3,984	-	3,984
その他	15,899	2,326	18,225	14,969	1,981	16,950	930	345	1,275
経済産業省計 (国土交通省所管)	19,899	2,326	22,225	14,985	1,981	16,966	4,914	345	5,259
地籍調査費負担金	6,407	6,407	12,814	8,007	8,007	16,014	△ 1,600	△ 1,600	△ 3,200
その他	17,284	15,609	32,893	10,116	8,627	18,743	7,168	6,982	14,150
国土交通省計 (環境省所管)	23,691	22,016	45,707	18,123	16,634	34,757	5,568	5,382	10,950
二酸化炭素排出抑制対策 事業費等補助金等 (防衛省所管)	82,441	54,758	137,199	67,618	46,353	113,971	14,823	8,405	23,228
募集事務地方公共団体委 託費等	152	-	152	151	-	151	1	-	1
合 計	10,121,377	12,615,182	22,736,559	9,569,008	11,938,969	21,507,977	552,369	676,213	1,228,582
補助職員等の組替えによる減 再 計	△ 23,958	-	△ 23,958	△ 23,495	-	△ 23,495	△ 463	-	△ 463
再 計	10,097,419	12,615,182	22,712,601	9,545,513	11,938,969	21,484,482	551,906	676,213	1,228,119

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、14兆7,510億円であり、前年度に比し、3,006億円(2.1%)増加している。

社会保障関係費の増加等を適切に反映した計上を行うことにより、財源の重点的配分を図ることとしている。

また、貸付金1兆9,178億円を計上するとともに、現年発生災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、4,200億円を計上している。

(3) 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費

国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費は、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,400億円、都道府県繰入金6,423億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,058億円を合算した1兆4,881億円であり、前年度に比し、33億円（0.2%）増加している。

(4) まち・ひと・しごと創生事業費

地方団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、まち・ひと・しごと創生事業費について、前年度同額の1兆円を計上している。

(5) 地域社会再生事業費

地方法人課税の偏在是正措置により生じる財源を活用して、地方団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、4,200億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元利償還金は、11兆6,979億円（元金償還金10兆5,449億円、利払費1兆1,530億円）であり、前年度に比し、2,109億円（1.8%）減少している。

地方債の利子及び元金償還金は、第14表のとおりである。

なお、令和2年度末の地方債現在高は141兆556億円と見込まれ、前年度末に比し、1兆3,796億円（1.0%）減少する見込みである。

第14表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)

令和2年度償還金(A)			令和元年度償還金(B)			増減額 (A)-(B)		
元	利	計	元	利	計	元	利	計
105,449	11,530	116,979	105,700	13,388	119,088	△ 251	△ 1,858	△ 2,109

(参考表) 地方債見込現在高

(単位 億円)

令和元年度 末現在高 (A)	令和2年度		令和2年度末 見込現在高 (A)+(B)-(C) (D)	増減額 (D)-(A)
	発行額 (B)	償還額 (C)		
1,424,352	92,783	106,579	1,410,556	△ 13,796

(注) 東日本大震災分の地方債を含む。

4 維持補修費

維持補修費の総額は、1兆4,469億円であり、前年度に比し、978億円(7.2%)増加している。
このうち、緊急浚渫推進事業費として900億円を計上している。

5 投資的経費

投資的経費の総額は、12兆7,614億円であり、前年度に比し、2,539億円(2.0%)減少している。
なお、このうち国庫補助負担金を伴わないものは6兆1,137億円を計上しており、前年度に比し、61億円(0.1%)増加している。

投資的経費の内訳は、次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は、6,425億円であり、前年度に比し、57億円(0.9%)増加している。

国の直轄事業費の内訳は、第15表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、6兆52億円であり、前年度に比し、2,657億円(4.2%)減少している。このうち、普通建設事業費は、5兆9,678億円で、前年度に比し、2,664億円(4.3%)減少しており、災害復旧事業費は、374億円で、前年度に比し、7億円(1.9%)増加している。

公共事業費の内訳は、第16表のとおりである。

第15表 直 轄 事 業

区 分	令和2年度 (A)			計
	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	
1 治 水	707,187	164,008	20,107	891,302
河 川	427,380	92,811	-	520,191
砂 防	87,292	33,115	-	120,407
夕 ム	192,515	38,082	20,107	250,704
2 治 山	11,138	4,570	-	15,708
3 海 岸	22,618	8,396	-	31,014
農 林	2,337	956	-	3,293
運 輸	8,969	3,215	-	12,184
建 設	11,312	4,225	-	15,537
4 道 路 整 備	1,417,439	306,838	-	1,724,277
5 港 湾	140,621	72,993	200	213,814
6 空 港	178,797	12,846	-	191,643
7 都 市 環 境	19,598	1,467	-	21,065
8 農 業 農 村 整 備	139,957	27,573	-	167,530
9 森 林 水 産 基 盤	12,646	4,375	-	17,021
10 災 害 関 連	4,243	1,637	-	5,880
11 災 害 復 旧	17,615	8,224	33	25,872
河 川 等	11,588	5,649	33	17,270
港 湾	293	132	-	425
道 路	4,574	2,260	-	6,834
山 林 施 設 等	1,160	183	-	1,343
12 推 進 費 等	18,772	6,371	-	25,143
計 (a)	2,690,631	619,298	20,340	3,330,269
既往年度における農業農村整備負担金等	-	23,192	-	23,192
総 計 (計画計上分)	2,690,631	642,490	20,340	3,353,461

(参 考)

農業農村整備事業等の当年度執行状況 (b)	△ 3,328	8,316	3,070	8,058
(a) + (b)	2,687,303	627,614	23,410	3,338,327

- (注) 1 国庫負担額は、国の事業予算額から地方負担額と団体負担額とを控除した額である。
 2 「既往年度における農業農村整備負担金等」の区分の金額は、農業農村整備事業及び農業施設
 3 「(参考)農業農村整備事業等の当年度執行状況(b)」の区分の金額は、「8 農業農村整備」の

費 の 内 訳

(単位 百万円)

令和元年度 (B)				増減額 (A) - (B)			
国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計	国庫負担額	地方負担額	団体負担額	計
710,445	161,113	36,044	907,602	△ 3,258	2,895	△ 15,937	△ 16,300
433,434	93,960	-	527,394	△ 6,054	△ 1,149	-	△ 7,203
90,039	34,137	-	124,176	△ 2,747	△ 1,022	-	△ 3,769
186,972	33,016	36,044	256,032	5,543	5,066	△ 15,937	△ 5,328
11,663	4,858	-	16,521	△ 525	△ 288	-	△ 813
26,155	8,378	-	34,533	△ 3,537	18	-	△ 3,519
2,399	1,008	-	3,407	△ 62	△ 52	-	△ 114
9,944	3,648	-	13,592	△ 975	△ 433	-	△ 1,408
13,812	3,722	-	17,534	△ 2,500	503	-	△ 1,997
1,411,414	309,344	-	1,720,758	6,025	△ 2,506	-	3,519
132,386	68,287	-	200,673	8,235	4,706	200	13,141
171,306	11,203	-	182,509	7,491	1,643	-	9,134
19,450	1,338	-	20,788	148	129	-	277
138,856	23,637	-	162,493	1,101	3,936	-	5,037
14,808	5,121	-	19,929	△ 2,162	△ 746	-	△ 2,908
4,564	1,699	-	6,263	△ 321	△ 62	-	△ 383
18,030	8,239	21	26,290	△ 415	△ 15	12	△ 418
9,988	4,659	21	14,668	1,600	990	12	2,602
360	159	-	519	△ 67	△ 27	-	△ 94
6,541	3,242	-	9,783	△ 1,967	△ 982	-	△ 2,949
1,141	179	-	1,320	19	4	-	23
10,931	3,736	-	14,667	7,841	2,635	-	10,476
2,670,008	606,953	36,065	3,313,026	20,623	12,345	△ 15,725	17,243
-	29,864	-	29,864	-	△ 6,672	-	△ 6,672
2,670,008	636,817	36,065	3,342,890	20,623	5,673	△ 15,725	10,571

1,884	10,110	3,091	15,085	△ 5,212	△ 1,794	△ 21	△ 7,027
2,671,892	617,063	39,156	3,328,111	15,411	10,551	△ 15,746	10,216

災害復旧事業の地方負担に係る分割納付額である。

区分の金額を含んでいない。

第16表 公共事業費の内訳

(単位 百万円)

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
1 一般公共									
(1) 治水治山	157,287	159,825	317,112	130,453	136,181	266,634	26,834	23,644	50,478
(2) 道路整備	395,225	316,907	712,132	142,435	118,020	260,455	252,790	198,887	451,677
(3) 港湾空港鉄道等	18,674	66,771	85,445	22,115	68,766	90,881△	3,441△	1,995△	5,436
(4) 住宅都市環境	181,040	184,619	365,659	97,625	93,941	191,566	83,415	90,678	174,093
(5) 生活環境施設整備	45,432	79,003	124,435	46,809	92,557	139,366△	1,377△	13,554△	14,931
(6) 農林水産基盤整備	340,293	269,837	610,130	344,806	271,904	616,710△	4,513△	2,067△	6,580
(7) 社会資本総合整備	1,299,355	1,422,312	2,721,667	1,632,188	1,822,615	3,454,803△	332,833△	400,303△	733,136
(8) 推進費等	41,453	40,906	82,359	35,637	35,040	70,677	5,816	5,866	11,682
(9) 災害関連	9,387	7,632	17,019	8,402	6,634	15,036	985	998	1,983
小計	2,488,146	2,547,812	5,035,958	2,460,470	2,645,658	5,106,128	27,676△	97,846△	70,170
(10) 後進地域等地方団体に対する国庫負担かさ上げ額	37,741	△ 37,741	-	34,494	△ 34,494	-	3,247△	3,247	-
計 (a)	2,525,887	2,510,071	5,035,958	2,494,964	2,611,164	5,106,128	30,923△	101,093△	70,170

(注) 推進費等の令和2年度の額には、地方創生整備推進交付金分(国庫補助負担額等27,690百万円、地方負担額26,451百万円)を含む。

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
2 その他公共									
(1) 文教施設	139,201	174,713	313,914	179,503	277,302	456,805	△ 40,302△	102,589△	142,891
(2) 厚生労働施設	147,480	74,798	222,278	153,687	80,425	234,112	△ 6,207△	5,627△	11,834
(3) 小笠原諸島振興開発事業	914	804	1,718	930	770	1,700	△ 16	34	18
(4) 防衛施設運営等関連施設	57,005	22,885	79,890	57,494	21,304	78,798	△ 489	1,581	1,092
(5) 都道府県警察施設	26,852	26,852	53,704	28,379	28,907	57,286	△ 1,527△	2,055△	3,582
(6) 消防施設等	1,353	1,919	3,272	1,328	1,562	2,890	25	357	382
(7) 過疎地域集落整備事業	150	210	360	150	210	360	0	0	0
(8) 防災集団移転促進事業等	45	23	68	45	15	60	0	8	8
(9) 農村振興対策事業	55,723	31,578	87,301	61,360	38,052	99,412	△ 5,637△	6,474△	12,111
(10) その他	126,388	42,923	169,311	143,692	52,939	196,631	△ 17,304△	10,016△	27,320
小計	555,111	376,705	931,816	626,568	501,486	1,128,054	△ 71,457△	124,781△	196,238
(11) 新産業都市等に対する国庫負担かさ上げ額	27	△ 27	-	32	△ 32	-	△ 5	5	-
計 (b)	555,138	376,678	931,816	626,600	501,454	1,128,054	△ 71,462△	124,776△	196,238
合計(a)+(b) (c)	3,081,025	2,886,749	5,967,774	3,121,564	3,112,618	6,234,182	△ 40,539△	225,869△	266,408

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)－(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
3 災害復旧事業									
(1) 一般公共	27,112	9,546	36,658	26,379	9,431	35,810	733	115	848
(2) 文教施設	523	263	786	560	287	847	△ 37	△ 24	61
計 (d)	27,635	9,809	37,444	26,939	9,718	36,657	696	91	787
総計 (c) + (d)	3,108,660	2,896,558	6,005,218	3,148,503	3,122,336	6,270,839	△ 39,843	△ 225,778	△ 265,621

(3) 一般事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、一般事業費の総額は、2兆7,944億円を計上しており、前年度に比し、54億円(0.2%)増加している。

ア 普通建設事業費

道路、都市公園、厚生、教育、住宅等の住民生活に身近な生活関連施設等の整備を図るための普通建設事業費として2兆7,563億円を計上している。

イ 災害復旧事業費

令和元年発生災害及び現年発生災害に係る令和2年度における復旧事業費として381億円を計上している。

(4) 特別事業費

国庫補助負担金を伴わない投資的経費のうち、特別の地方債等を財源として公共施設の整備充実等を推進するための特別事業費の総額は、3兆3,193億円を計上しており、前年度に比し、7億円(0.0%)増加している。

ア 過疎対策事業費

過疎対策のための過疎対策事業費として1兆1,088億円を計上している。

イ 地域活性化事業費

地域の経済循環の創造に資する事業等を実施するため、地域活性化事業費として820億円を計上している。

ウ 旧合併特例事業費

「市町村の合併の特例に関する法律(旧合併特例法)」及び「市町村の合併の特例に関する法律(現行合併特例法)」に基づき平成22年3月末までに合併した市町村に対する合併特例事業及び合併推進事業を実施するため、旧合併特例事業費として6,602億円を計上している。

エ 防災対策事業費

災害に強い安全なまちづくりを推進するため、防災対策事業費として948億円を計上している。

オ 施設整備事業費(一般財源化分)

施設整備費に係る国庫補助負担金の一般財源化を踏まえ、引き続き必要な施設整備事業を円滑に実施できるよう、施設整備事業費(一般財源化分)として935億円を計上している。

カ 緊急防災・減災事業費

防災・減災事業の緊急課題に対応するため、緊急防災・減災事業費として5,000億円を計上している。

キ 公共施設等適正管理推進事業費

公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進するため、公共施設等適正管理推進事業費として4,800億円を計上している。

ク 緊急自然災害防止対策事業費

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、自然災害を防止するための基盤整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費として3,000億円を計上している。

6 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、2兆4,942億円であり、前年度に比し、452億円（1.8%）減少している。なお、公営企業繰出金のうち企業債の元利償還に係るものは、1兆5,138億円であり、前年度に比し、245億円（1.6%）減少している。

(1) 収益勘定繰出金

公営企業の収益勘定に対する繰出金は、1兆1,065億円であり、前年度に比し、416億円（3.6%）減少している。

事業別の内訳は、第17表のとおりである。

第17表 収益勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	305	325	△	20
2	交	通	事業	205	206	△	1
3	病	院	事業	4,848	4,841		7
4	下	水	道事業	4,756	5,172	△	416
5	そ	の	他の事業	951	937		14
	合	計		11,065	11,481	△	416

(2) 資本勘定繰出金

公営企業の資本勘定に対する繰出金は、1兆3,877億円であり、前年度に比し、36億円（0.3%）減少している。

事業別の内訳は、第18表のとおりである。

第18表 資本勘定繰出金の内訳

				(単位 億円)			
区	分			令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	844	912	△	68
2	交	通	事業	410	408		2
3	病	院	事業	2,777	2,726		51
4	下	水	道事業	9,541	9,558	△	17
5	そ	の	他の事業	305	309	△	4
	合	計		13,877	13,913	△	36

7 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費

不交付団体の平均水準を超える必要経費は、前年度に比し、3,500億円(17.2%)の減少を見込み、1兆6,800億円を計上している。

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、34兆7,828億円であり、前年度に比し、7,962億円(2.3%)増加している。その内訳は、第19表のとおりであり、普通補助負担金等関係(義務教育職員給与費を含む。)で28兆7,776億円(前年度比1兆619億円、3.8%増)、公共事業費補助負担金関係のうち普通建設事業費で5兆9,678億円(前年度比2,664億円、4.3%減)、災害復旧事業費で374億円(前年度比7億円、1.9%増)である。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第20表のとおりである。

第19表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
A 普通補助負担金等関係									
1 内閣府所管	3,168,308	2,267,352	5,435,660	3,012,560	1,994,535	5,007,095	155,748	272,817	428,565
2 総務省所管	252,234	7,339	259,573	106,377	5,950	112,327	145,857	1,389	147,246
3 法務省所管	7,442	1,200	8,642	3,530	-	3,530	3,912	1,200	5,112
4 外務省所管	-	-	-	79	79	158	△ 79	△ 79	△ 158
5 財務省所管	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6 文部科学省所管	406,280	109,819	516,099	355,891	134,447	490,338	50,389	△ 24,628	25,761
7 厚生労働省所管	6,028,666	10,066,446	16,095,112	5,859,985	9,656,825	15,516,810	168,681	409,621	578,302
8 農林水産省所管	132,264	83,926	216,190	129,709	82,165	211,874	2,555	1,761	4,316
9 経済産業省所管	19,899	2,326	22,225	14,985	1,981	16,966	4,914	345	5,259
10 国土交通省所管	23,691	22,016	45,707	18,123	16,634	34,757	5,568	5,382	10,950
11 環境省所管	82,441	54,758	137,199	67,618	46,353	113,971	14,823	8,405	23,228
12 防衛省所管	152	-	152	151	-	151	1	-	1
小計(1~12)	10,121,377	12,615,182	22,736,559	9,569,008	11,938,969	21,507,977	552,369	676,213	1,228,582
13 義務教育職員給与費	1,522,141	4,518,883	6,041,024	1,520,033	4,687,705	6,207,738	2,108	△ 168,822	△ 166,714
計(1~13)	11,643,518	17,134,065	28,777,583	11,089,041	16,626,674	27,715,715	554,477	507,391	1,061,868
B 公共事業費補助負担金関係									
1 普通建設事業費	3,081,025	2,886,749	5,967,774	3,121,564	3,112,618	6,234,182	△ 40,539	△ 225,869	△ 266,408
2 災害復旧	27,635	9,809	37,444	26,939	9,718	36,657	696	91	787
計(1~2)	3,108,660	2,896,558	6,005,218	3,148,503	3,122,336	6,270,839	△ 39,843	△ 225,778	△ 265,621
総計(A+B)	14,752,178	20,030,623	34,782,801	14,237,544	19,749,010	33,986,554	514,634	281,613	796,247

第20表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費

1 総括表

区 分	(単位 百万円)		
	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	10,342,046	14,789,295	25,131,341
地方財政法第10条の2関係経費	1,241,526	1,005,201	2,246,727
地方財政法第10条の3関係経費	32,000	13,480	45,480
地方財政法第34条関係経費	1	-	1
総 計	11,615,574	15,807,976	27,423,549

2 内 訳 表

(単位 百万円)

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10 1	義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,522,141	3,044,282	4,566,423
3	義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	47,418	42,447	89,865
4	生活保護に要する経費	2,862,070	953,943	3,816,013
5	感染症の予防に要する経費	5,724	3,683	9,407
6	臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	1,178	1,178	2,357
7	精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	142,275	138,627	280,903
8	麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	1	1	1
9	身体障害者の更生援護に要する経費	542,401	542,401	1,084,802
10	婦人相談所に要する経費	932	932	1,865
11	知的障害者の援護に要する経費	834,210	834,210	1,668,419
12	後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	6,426	2,726,334	2,732,760
13	介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	3,335,133	3,335,133
14	児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	504,981	504,981	1,009,961
15	児童手当に要する経費	1,326,160	574,808	1,900,968
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	129,190	240,488	369,678
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	1,193	300	1,493
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	39,534	13,178	52,712
19	児童扶養手当に要する経費	159,870	319,740	479,610
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	3,213	3,095	6,308
21	家畜伝染病予防に要する経費	4,184	3,133	7,316

地方財政法
条 号

	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	151	151	302
23	森林病虫害等の防除に要する経費	501	488	990
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	12,047	12,047	24,094
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	6,086	6,086	12,172
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	5,513	5,791	11,304
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	10	-	10
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	123	-	123
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	419,793	-	419,793
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時的医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	134,521	67,261	201,782
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	113,682	113,682	227,364
33	子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に要する経費（地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。）	1,467,420	1,266,963	2,734,382
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	22,747	7,582	30,329
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費	26,351	26,351	52,702
	計	10,342,046	14,789,295	25,131,341
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	1,241,526	1,005,201	2,246,727
	計	1,241,526	1,005,201	2,246,727
10の3	1 災害救助事業に要する経費	4,279	4,179	8,457
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	140	140	280
	3～9 災害復旧事業に要する経費	27,581	9,161	36,743
	計	32,000	13,480	45,480
34	引揚者への援護に要する経費	1	-	1
	計	1	-	1

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

第二 東日本大震災分

(復旧・復興事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、8,984億円であり、前年度に比し、2,003億円（18.2%）減少している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第1表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第2表のとおりである。

第1表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区	分	(単位 億円)			
		令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)
I	震災復興特別交付税	3,742	4,049	△ 307	△ 7.6
II	一般財源充当分	86	90	△ 4	△ 4.4
III	国庫支出金	5,065	6,768	△ 1,703	△ 25.2
IV	地方債	15	12	3	25.0
V	雑収入	76	68	8	11.8
	歳入合計	8,984	10,987	△ 2,003	△ 18.2

第2表 歳入の構成比

区	分	(単位 億円)			
		令和2年度		令和元年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	震災復興特別交付税	3,742	41.6	4,049	36.9
2	一般財源充当分	86	1.0	90	0.8
3	国庫支出金	5,065	56.4	6,768	61.6
4	地方債	15	0.2	12	0.1
5	雑収入	76	0.8	68	0.6
	歳入合計	8,984	100.0	10,987	100.0

(二) 歳入の概要

1 震災復興特別交付税

震災復興特別交付税の総額は、3,742億円であり、前年度に比し、307億円（7.6%）減少している。

震災復興特別交付税の算定基礎は、第3表のとおりである。

第3表 震災復興特別交付税の算定基礎

区 分	(単位 百万円)					
	令和2年度 (A)	令和元年度			増減額	
		当 初 (B)	補 正	最 終 (C)	対前年度 当初 (A)－(B)	対前年度 最終 (A)－(C)
当該年度震災復興 特別交付税の加算(a)	339,816	324,597	50,420	375,016	15,220	△ 35,200
前年度からの年度 調整分(b)	31,900	79,900	-	79,900	△ 48,000	△ 48,000
返 還 金(c)	2,533	402	-	402	2,131	2,131
合 計 (a)～(c)	374,249	404,899	50,420	455,319	△ 30,650	△ 81,070

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

2 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、86億円を計上している。

3 国庫支出金

国庫支出金の総額は、5,065億円であり、前年度に比し、1,703億円(25.2%)減少している。国庫支出金の内訳は、第4表のとおりである。

第4表 国庫支出金の内訳

区 分	(単位 百万円)		
	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)
1 災害救助費等負担金	5,076	8,999	△ 3,923
2 河川等災害復旧事業費補助	52,445	114,151	△ 61,706
3 社会資本整備総合交付金	119,782	122,555	△ 2,773
4 循環型社会形成推進交付金	29,454	25,552	3,902
5 東日本大震災復興交付金	9,328	38,266	△ 28,938
6 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	10,636	50,000	△ 39,364
7 中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	14,036	7,576	6,460
8 福島再生加速化交付金	79,115	89,045	△ 9,930
9 そ の 他	186,656	220,672	△ 34,016
合 計	506,528	676,816	△ 170,288

4 地 方 債

(1) 普通会計分の地方債

普通会計分の地方債発行予定額は、15億円であり、前年度に比し、3億円（25.0%）増加している。

地方債の事業別内訳は、第5表のとおりである。

第5表 地方債の事業別内訳

		(単位 億円)		
区	分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債	15	12	3
1	公営住宅建設事業	14	9	5
2	一般単独事業	1	3	△ 2
	— 一般	1	3	△ 2
	合 計	15	12	3

(2) 地方債計画

令和2年度地方債計画は、復旧・復興事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして策定している。

参考表 令和2年度地方債計画 (東日本大震災分)

復旧・復興事業

		(単位 億円)		
区	分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)
一	一般会計債			
1	公営住宅建設事業	14	9	5
2	災害復旧事業	7	10	△ 3
3	一般単独事業	1	3	△ 2
二	公営企業債			
1	水道事業	1	—	1
2	下水道事業	1	6	△ 5
三	国の予算等貸付金債	(2)	(5)	(△ 3)
	総 計	24	28	△ 4
		(2)	(5)	(△ 3)
内訳	普通会計分	15	12	3
	公営企業会計等分	9	16	△ 7

資 金 区 分				
公 的 資 金				
財 政 融 資 資 金	20	20		0
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	4	8	△	4
(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(2)	(5)	(△	3)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債
- 4 旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

(備考)

国の予算等貸付金債の()書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

5 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入、貸付金の回収金を76億円計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（復旧・復興事業）

（一）歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、8,984億円であり、前年度に比し、2,003億円（18.2%）減少している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第6表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は、第7表のとおりであり、歳出の構成比は第8表のとおりである。

第6表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

区 分	(単位 億円)				
	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A)－(B)	増減率 (%)	
I 給与関係経費	71	78	△ 7	△	9.0
II 一般行政経費	1,748	2,422	△ 674	△	27.8
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,104	1,756	△ 652	△	37.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	644	666	△ 22	△	3.3
III 公債費	75	68	7		10.3
IV 投資的経費	7,075	8,344	△ 1,269	△	15.2
1 直轄事業負担金	497	580	△ 83	△	14.3
2 公共事業費	6,444	7,602	△ 1,158	△	15.2
3 一般事業費	134	162	△ 28	△	17.3
V 公営企業繰出金	15	75	△ 60	△	80.0
歳出合計	8,984	10,987	△ 2,003	△	18.2

第7表 歳出の増減事由

増減事由	金額		増減事由	金額	
	総額	地方費		総額	地方費
I 給与関係経費	△ 7	△ 6	III 公債費	7	7
1 職員数による増減	△ 7	△ 6	VI 投資的経費	△ 1,269	△ 227
2 その他	0	0	1 直轄事業負担金	△ 83	△ 83
II 一般行政経費	△ 674	△ 14	2 公共事業費	△ 1,158	△ 116
1 国庫補助負担金等を伴うもの	△ 652	8	3 一般事業費	△ 28	△ 28
2 国庫補助負担金を伴わないもの	△ 22	△ 22	V 公営企業繰出金	△ 60	△ 60
			歳出増減額の合計	△ 2,003	△ 300

第8表 歳出の構成比

(単位 億円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	計 画 額	構 成 比 (%)	計 画 額	構 成 比 (%)
1 給 与 関 係 経 費	71	0.8	78	0.7
2 一 般 行 政 経 費	1,748	19.5	2,422	22.0
3 公 債 費	75	0.8	68	0.6
4 投 資 的 経 費	7,075	78.7	8,344	76.0
5 公 営 企 業 繰 出 金	15	0.2	75	0.7
歳 出 合 計	8,984	100.0	10,987	100.0

(二) 歳出の概要

1 給与関係経費

給与関係経費の総額は、71億円であり、前年度に比し、7億円(9.0%)減少している。

給与関係経費の内訳は、次のとおりである。

- (1) 義務教育教職員の給与費は、義務教育教職員について前年度に比し73人減員の711人を見込み、義務教育費国庫負担金の算定の基礎に準拠して算定した結果、59億円を計上しており、前年度に比し、6億円減少している。
- (2) 警察官の給与費は、前年度に比し14人減員の137人を見込むことにより、12億円となり、前年度に比し、1億円減少している。

2 一般行政経費

一般行政経費の総額は、1,748億円であり、前年度に比し、674億円(27.8%)減少している。

- (1) 国庫補助負担金等を伴うもの

国の予算に計上された普通補助負担金等を基礎として算定した経費は、1,104億円であり、前年度に比し、652億円(37.1%)減少している。

普通補助負担金等を伴う経費の内訳は、第9表のとおりである。

第9表 普通補助負担金等を伴う経費の内訳

区 分	(単位 百万円)								
	令和2年度(A)			令和元年度(B)			増減額(A)-(B)		
	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計	国庫補助負担額	地方負担額	計
放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	10,636	-	10,636	50,000	-	50,000	△ 39,364	-	△ 39,364
中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	14,036	6,868	20,904	7,576	3,635	11,211	6,460	3,233	9,693
災害救助費等負担金	5,076	4,715	9,791	8,999	5,938	14,937	△ 3,923	△ 1,223	△ 5,146
放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金	9,714	1,914	11,628	11,130	3,431	14,561	△ 1,416	△ 1,517	△ 2,933
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	664	-	664	1,001	-	1,001	△ 337	-	△ 337
その他の	53,297	3,501	56,798	80,670	3,181	83,851	△ 27,373	320	△ 27,053
合 計	93,423	16,998	110,421	159,376	16,185	175,561	△ 65,953	813	△ 65,140

(2) 国庫補助負担金を伴わないもの

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費は、644億円であり、前年度に比し、22億円（3.3%）減少している。

国庫補助負担金を伴わない一般行政経費の内訳は、次のとおりである。

ア 地方税等の減収分見合い歳出は、地方税法等に基づく特例措置分148億円、条例減免分29億円、「東日本大震災復興特別区域法」等に基づく特例措置分217億円を合算した394億円を計上している。

イ 「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に要する経費等250億円を計上している。

3 公 債 費

地方債の元金償還金は、75億円（元金償還金66億円、利払費9億円）であり、前年度に比し、7億円（10.3%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第10表のとおりである。

第10表 地方債の利子及び元金償還金

(単位 億円)								
令和2年度償還金(A)			令和元年度償還金(B)			増 減 額 (A)-(B)		
元 金	利 子	計	元 金	利 子	計	元 金	利 子	計
66	9	75	55	13	68	11	△ 4	7

4 投資的経費

投資的経費の総額は、7,075億円であり、前年度に比し、1,269億円（15.2%）減少している。

投資的経費の内訳は次のとおりである。

(1) 直轄事業負担金

国の直轄事業に対する地方団体の負担額は497億円であり、前年度に比し、83億円（14.3%）減少している。

国の直轄事業費の内訳は第11表のとおりである。

(2) 公共事業費

国の予算に計上された国庫補助負担金等の額を基礎として算定した公共事業費は、6,444億円であり、前年度に比し、1,158億円（15.2%）減少している。

公共事業費の内訳は、第12表のとおりである。

(3) 一般事業費

一般事業費は、134億円を計上しており、前年度に比し、28億円（17.3%）減少している。

第11表 直 轄 事 業 費 の 内 訳

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	負担額	負担額		負担額	負担額		負担額	負担額	
河 川 改 修 費	838	419	1,257	2,365	1,182	3,547	△ 1,527	△ 763	△ 2,290
地 域 連 携 道 路 事 業 費	118,929	44,933	163,862	125,963	44,525	170,488	△ 7,034	408	△ 6,626
港 湾 改 修 費	5,692	4,045	9,737	17,209	11,808	29,017	△ 11,517	△ 7,763	△ 19,280
河 川 等 災 害 復 旧 費	3,784	117	3,901	6,321	196	6,517	△ 2,537	△ 79	△ 2,616
そ の 他	5,496	162	5,658	11,554	352	11,906	△ 6,058	△ 190	△ 6,248
合 計	134,739	49,676	184,415	163,412	58,063	221,475	△ 28,673	△ 8,387	△ 37,060

第12表 公 共 事 業 費 の 内 訳

区 分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A) - (B)		
	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計	国 庫 地 方		計
	補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額		補助負担額等	負担額	
循環型社会形成推進交付金	29,454	50,292	79,746	25,552	45,581	71,133	3,902	4,711	8,613
社会資本整備総合交付金	119,782	98,694	218,476	122,555	98,831	221,386	△ 2,773	△ 137	△ 2,910
東日本大震災復興交付金	9,328	2,491	11,819	38,266	7,988	46,254	△ 28,938	△ 5,497	△ 34,435
河川等災害復旧事業費補助	52,445	2,351	54,796	114,151	4,670	118,821	△ 61,706	△ 2,319	△ 64,025
福島再生加速化交付金	79,115	23,889	103,004	89,045	29,708	118,753	△ 9,930	△ 5,819	△ 15,749
そ の 他	121,374	55,165	176,539	126,093	57,725	183,818	△ 4,719	△ 2,560	△ 7,279
合 計	411,498	232,882	644,380	515,662	244,503	760,165	△ 104,164	△ 11,621	△ 115,785

5 公営企業繰出金

公営企業繰出金の総額は、15億円であり、前年度に比し、60億円（80.0%）減少している。
事業別の内訳は第13表のとおりである。

第13表 公営企業繰出金の内訳

区		分		令和2年度(A)	令和元年度(B)	(単位 億円) 増減額(A)－(B)	
1	水	道	事業	9	9	△	0
2	下	水道	事業	6	66	△	60
3	ガ	ス	事業	0	0	△	0
	合		計	15	75	△	60

(三) 国庫支出金に基づく経費の総額

国庫補助負担金等を伴う経費の総額は、7,599億円であり、前年度に比し、1,824億円（19.4%）減少している。その内訳は、第14表のとおりである。

また、これらの国庫補助負担金等に基づく経費のうち、地方財政法第10条から第10条の3まで及び第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費について区分すると第15表のとおりである。

第14表 国庫補助負担金等に基づく経費の内訳

区	分	令和2年度(A)			令和元年度(B)			(単位 百万円) 増減額(A)－(B)		
		国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計	国庫補助負担額等	地方負担額	計
	災害救助費等負担金	5,076	4,715	9,791	8,999	5,938	14,937	△ 3,923	△ 1,223	△ 5,146
	河川等災害復旧事業費補助	52,445	2,351	54,796	114,151	4,670	118,821	△ 61,706	△ 2,319	△ 64,025
	社会資本整備総合交付金	119,782	98,694	218,476	122,555	98,831	221,386	△ 2,773	△ 137	△ 2,910
	循環型社会形成推進交付金	29,454	50,292	79,746	25,552	45,581	71,133	3,902	4,711	8,613
	東日本大震災復興交付金	9,328	2,491	11,819	38,266	7,988	46,254	△ 28,938	△ 5,497	△ 34,435
	放射線量低減対策特別緊急事業費補助金	10,636	-	10,636	50,000	-	50,000	△ 39,364	-	△ 39,364
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	14,036	6,868	20,904	7,576	3,635	11,211	6,460	3,233	9,693
	福島再生加速化交付金	79,115	23,889	103,004	89,045	29,708	118,753	△ 9,930	△ 5,819	△ 15,749
	緊急雇用創出事業臨時特例交付金	664	-	664	1,001	-	1,001	△ 337	-	△ 337
	その他	185,992	64,042	250,034	219,671	69,075	288,746	△ 33,679	△ 5,033	△ 38,712
	合計	506,528	253,342	759,870	676,816	265,426	942,242	△170,288	△12,084	△182,372

**第15表 地方財政法第10条から第10条の3まで及び
第34条の規定に基づく国庫負担金を伴う経費**

1 総括表

区 分	国庫負担額	地方負担額	計
地方財政法第10条関係経費	1,718	3,226	4,944
地方財政法第10条の2関係経費	66,893	54,907	121,800
地方財政法第10条の3関係経費	124,902	8,271	133,173
地方財政法第34条関係経費	-	-	-
総 計	193,512	66,404	259,917

(単位 百万円)

2 内訳表

地方財政法 条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
10	1 義務教育職員の給与(退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。)に要する経費	1,607	3,214	4,821
	3 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費	-	-	-
	4 生活保護に要する経費	-	-	-
	5 感染症の予防に要する経費	-	-	-
	6 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費	-	-	-
	7 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費	-	-	-
	8 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費	-	-	-
	9 身体障害者の更生援護に要する経費	-	-	-
	10 婦人相談所に要する経費	-	-	-
	11 知的障害者の援護に要する経費	-	-	-
	12 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	13 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
	14 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設(地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。)並びに里親に要する経費	-	-	-
	15 児童手当に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

(単位 百万円)

地方財政法
条 号

条 号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
16	国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費	-	-	-
17	原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費	-	-	-
18	重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費	-	-	-
19	児童扶養手当に要する経費	-	-	-
20	職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費	-	-	-
21	家畜伝染病予防に要する経費	-	-	-
22	民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費	-	-	-
23	森林病虫害等の防除に要する経費	-	-	-
24	国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費	12	12	25
25	特別支援学校への就学奨励に要する経費	-	-	-
26	公営住宅の家賃の低廉化に要する経費	-	-	-
27	消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費	98	-	98
28	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急処理事態における緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費	-	-	-
29	高等学校等就学支援金の支給に要する経費	-	-	-
30	新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費	-	-	-

(単位 百万円)

地方財政法 条号	事 項 名	国庫負担額	地方負担額	計
31	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費	-	-	-
32	指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費	-	-	-
33	子どものための教育・保育給付に要する経費(地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。)及び子育てのための施設等利用給付に要する経費(地方公共団体又は公立大学法人の設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に係るものを除く。)	-	-	-
34	生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費	-	-	-
35	都道府県知事の確認を受けた専門学校(地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。)に係る授業料等減免に要する経費	-	-	-
	計	1,718	3,226	4,944
10の2	1～6 普通建設事業に要する経費	66,893	54,907	121,800
	計	66,893	54,907	121,800
10の3	1 災害救助事業に要する経費	5,076	4,715	9,791
	2 災害弔慰金及び災害障害見舞金に要する経費	96	96	191
	3～9 災害復旧事業に要する経費	119,730	3,461	123,191
	計	124,902	8,271	133,173
34	引揚者への援護に要する経費	-	-	-
	計	-	-	-

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

(全国防災事業)

一 地方団体の歳入総額の見込額及びその内訳 (全国防災事業)

(一) 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳入総額は、1,092億円であり、前年度に比し、34億円(3.2%)増加している。

歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は第16表のとおりである。

なお、歳入の構成比は第17表のとおりである。

第16表 歳入の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増減額 (A) - (B)	増減率 (%)
I	地方税	756	745	11	1.5
II	一般財源充当分	335	312	23	7.4
III	雑収入	1	1	0	0.0
	歳入合計	1,092	1,058	34	3.2

第17表 歳入の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和2年度		令和元年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	地方税	756	69.2	745	70.4
2	一般財源充当分	335	30.7	312	29.5
3	雑収入	1	0.1	1	0.1
	歳入合計	1,092	100.0	1,058	100.0

(二) 歳入の概要

1 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置(平成25年度~令和5年度)による収入見込額は、756億円であり、前年度と比し、11億円(1.5%)増加している。

2 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するための一般財源充当分は、335億円であり、前年度に比し、23億円（7.4%）増加している。

なお、令和2年度までの一般財源充当分の累計額は2,381億円である。

3 雑 収 入

雑収入の収入見込額は、公営住宅の料金収入1億円を計上している。

二 地方団体の歳出総額の見込額及びその内訳（全国防災事業）

（一） 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

歳出総額は、1,092億円であり、前年度に比し、34億円（3.2%）増加している。

歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額は、第18表のとおりである。

なお、歳出の主な増減事由は第19表のとおりであり、歳出の構成比は第20表のとおりである。

第18表 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

		(単位 億円)			
区	分	令和2年度	令和元年度	増減額	増減率
		(A)	(B)	(A) - (B)	(%)
I	公債費	1,092	1,058	34	3.2
	歳出合計	1,092	1,058	34	3.2

第19表 歳出の増減事由

		(単位 億円)	
増減事由		金額	
		総額	地方費
I	公債費	34	34
	歳出増減額の合計	34	34

第20表 歳出の構成比

		(単位 億円)			
区	分	令和2年度		令和元年度	
		計画額	構成比 (%)	計画額	構成比 (%)
1	公債費	1,092	100.0	1,058	100.0
	歳出合計	1,092	100.0	1,058	100.0

(二) 歳出の概要

公 債 費

地方債の元利償還金は、1,092億円であり、前年度に比し、34億円（3.2%）増加している。

地方債の利子及び元金償還金は、第21表のとおりである。

第21表 地方債の利子及び元金償還金

令和2年度償還金(A)			令和元年度償還金(B)			(単位 億円)			
元	利	計	元	利	計	増	減	額	(A) - (B)
元	子		元	子		元	子		計
1,065	27	1,092	1,027	31	1,058	38	△	4	34